

グローバル・コミュニケーション系専門職大学院認証評価

点 検 ・ 評 価 報 告 書

2022年4月

専門職大学院名称： 国際教養大学大学院
グローバル・コミュニケーション実践研究科
グローバル・コミュニケーション実践専攻

目 次

序 章	- 1 -
本 章	- 2 -
1 使命・目的.....	- 2 -
2 教育内容・方法・成果	- 5 -
(1) 教育課程・教育内容	- 5 -
(2) 教育方法.....	- 19 -
(3) 成果.....	- 29 -
3 教員・教員組織	- 33 -
4 学生の受け入れ	- 38 -
5 学生支援	- 43 -
6 教育研究等環境	- 49 -
7 管理運営	- 56 -
8 点検・評価、情報公開	- 62 -
終 章	- 71 -

序 章

国際教養大学では、高度な国際コミュニケーションの理論とその実践に係る知識と技能を身に付け、現代のグローバル社会において、外国語を使って活躍できる高度専門職業人を養成することを目的に、2008年9月、グローバル・コミュニケーション実践研究科を専門職大学院として設置した。

同研究科は、グローバル・コミュニケーション実践専攻の下に、これまでにない新しい専門職領域として、「英語教育実践領域」、「日本語教育実践領域」、「発信力実践領域」の3領域を設置し、理論と実践の架橋に資する専門科目群を提供することにより、それぞれの職能分野において、専門性と実践力を高度に併せ持つ人材を輩出している。

本学専門職大学院については、その設置以来、学部を含む本学全体の自己点検・評価の一環として、自己評価委員会による自己点検・評価を毎年実施してきたほか、本学が独自に設置した外部評価委員会により概ね数年ごとの外部評価を実施してきた。また、2016年4月には、当該自己評価委員会に加えて、専門職大学院認証評価等のより専門的な評価に係る自己点検・評価を組織的に実施するため、学長、副学長、研究科長、各領域代表等により構成する大学院自己評価委員会を新たに設置し、専門職大学院に係る自己点検・評価の体制を強化した。

また、2012年度、2017年度に2回の専門職大学院認証評価を受審し、それぞれにおいて評価基準に適合しているとの評価を受けている。

これらの認証評価の結果、課題等として指摘された事項については、専攻の独自性や各領域の特色の社会への周知、発信力実践領域の教育内容の充実、日本語教育関連分野等の図書の実、FDを目的とした研修や研究に携わる委員会の設置、入学者を安定的に確保するための広報活動の強化などの大学院運営の改善・向上のための取り組みを、計画的かつ継続的に実施してきたところである。

特に、入学者の安定確保については、教職員が一体となって積極的に広報活動を展開してきた結果、2018年度、2021年度は定員を上回る学生を確保するなど、一定の成果が現れつつあるものと認識している。

今回の専門職大学院認証評価にあたっては、グローバル・コミュニケーション実践研究科長、各領域代表及び事務局評価担当課等が連携して作成した点検・評価報告書の素案を基に、大学院自己評価委員会において、各課室の責任者を交えながら、自己点検・評価を実施し、その内容を点検・評価報告書に取りまとめた。その後、当該点検・評価報告書を、経営審議機関としての大学経営会議に諮り、その審議により、内容を決定したものである。

本 章

1 使命・目的

項目 1：目的の設定及び適切性（評価の視点 1-1～1-4）

<現状の説明>

公立大学法人国際教養大学定款第1条では、公立大学法人国際教養大学（以下「本学」という。）の目的を、次のとおり規定している。【添付資料 1-1】

（目的）

第1条 この公立大学法人は、外国語の卓越した運用能力、豊かな教養及びグローバルな知識を身につけた実践力ある人材を養成し、地域社会及び国際社会の発展に貢献するため、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

本学では、当該目的の下に、学則第3条の2に基づき大学院を設置するとともに、大学院学則第2条において、その設置の目的（固有の目的）を、次のとおり規定している。【添付資料 1-2、1-3】

（目的）

第2条 本学大学院は、現代の国際社会にあつて、高度なコミュニケーションの理論と実践にかかる実践的なコミュニケーションに関する教育研究を行い、高度な知識と実践力、指導力を備えた教育・研究者や専門的な人材を養成することを目的とする。

この固有の目的は、その趣旨において、次にある本学大学院のミッションステートメントと合致するものである。【添付資料 1-4】（評価の視点 1-1、1-3）

○ 専門職大学院ミッションステートメント

国際教養大学大学院は、日本語又は英語による高度なコミュニケーションを行うための理論と実践に係る知識と技能を身に付け、グローバル社会においてコミュニケーションの分野で活躍できる高度専門職業人を養成することを使命とする。

また、本学大学院には、大学院学則第4条第1項及び第5条第1項に基づき、専門職学位課程としてグローバル・コミュニケーション実践研究科（以下「本研究科」という。）を設置し、大学院学則第4条第2項において、課程の目的を、次のとおり規定している。【添付資料 1-3】

（課程）

第4条 略

2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

当該専門職学位課程は、グローバル・コミュニケーション実践専攻の下に、英語教育実践領域、

日本語教育実践領域及び発信力実践領域の3領域を配し、それぞれの職能分野において必要とされる専門的かつ実践的な知識及び技能を涵養することにより、グローバル社会において、外国語を使って活躍できる高度専門職業人を養成することを使命としており、前述の大学院学則第2条に規定する固有の目的に適う内容となっている。(評価の視点1-2) 英語教育実践領域及び日本語教育実践領域においては、単なる英語教員、日本語教員の養成にとどまらず、国際通用性を有する言語コミュニケーションの実践的指導能力の育成を目指し、発信力実践領域においては、国際報道、海外取材、国際的なメディアによる海外への発信等に強い人材の養成を主眼としている。(評価の視点1-4)

<根拠資料>

- ・ 添付資料1-1：国際教養大学定款
- ・ 添付資料1-2：国際教養大学学則
- ・ 添付資料1-3：国際教養大学大学院学則
- ・ 添付資料1-4：国際教養大学ウェブサイト（専門職大学院>ミッションステートメント）

項目2：目的の周知（評価の視点1-5～1-6）

<現状の説明>

本学では、定款において本学の目的を、大学院学則において大学院の目的をそれぞれ明示しているほか、専門職大学院ミッションステートメントを定め、使命として明示している。

目的と趣旨を同じくする使命については、本学ウェブサイトや大学案内パンフレット、大学院案内パンフレット、入学者選抜要項等の中に日英両言語で掲載し社会一般に対して広く公表している。受験者層への周知が進んだこともあってか、2021年度は定員を上回る学生を確保するなど一定の効果が表れている。【添付資料1-4、1-5、1-6（64頁）、1-7（4-5頁）、1-8（1頁）、1-9（1頁）】（評価の視点1-5）

また、教職員及び学生に対しては、使命・目的を大学院生便覧に掲載し配付するほか、学内総合情報管理システム（ATOMS）においても掲示し、学内構成員に対する固有の目的の周知を十分に図っている。加えて、大学院のFD等の機会に、ミッションステートメントを意識して提供している共通科目の在り方を教員と職員がともに議論することで、教職員間における理解の統一を確認している。【添付資料1-10（iv頁）、1-11（iv頁）、1-12】（評価の視点1-6）

<根拠資料>

- ・ 添付資料1-4：国際教養大学ウェブサイト（専門職大学院>ミッションステートメント）
- ・ 添付資料1-5：国際教養大学ウェブサイト（英語版）(Degree Programs>Graduate Program>Policies)
- ・ 添付資料1-6：国際教養大学パンフレット2021-2022
- ・ 添付資料1-7：国際教養大学専門職大学院パンフレット2022
- ・ 添付資料1-8：国際教養大学専門職大学院2022年度学生募集要項（4月入学）
- ・ 添付資料1-9：国際教養大学専門職大学院2022年度学生募集要項（9月入学）
- ・ 添付資料1-10：学生便覧（2021SP Akita International University Graduate School Student Handbook）

- ・ 添付資料 1-11：学生便覧（2021FA Akita International University Graduate School Student Handbook）
- ・ 添付資料 1-12：学生便覧の学生情報管理システム（ATOMS）への掲示

【1 使命・目的（項目1～2）の点検・評価（長所と問題点）】

○ 長所といえる事項

高度の専門性が求められる職業において必須となるグローバル・コミュニケーションに関する深い学識及び卓越した能力を培うために設定した本学専門職大学院の固有の目的は、まさに現代のグローバル時代の要請に応えるものであり、日本と世界の発展に寄与するものであると考える。

また、固有の目的を、本学ウェブサイト、大学院案内等において、日英両言語で掲載することにより、国内外の入学希望者はもとより、広く社会に対して明らかにするとともに、学内の外国人の学生、教員等に対しても十分に周知を図っている。

【1 使命・目的（項目1～2）の将来への取り組み・まとめ】

大学院学則第2条において定める本学専門職大学院の固有の目的は、グローバル・コミュニケーション系専門職大学院の基本的な使命に合致するとともに、専門職学位課程である本研究科における高度専門職業人の養成という目的に適うものである。

この固有の目的については、今後とも、日英両言語で、本学ウェブサイト、大学院案内等において、周知を図っていく。

本研究科では、現代のグローバル時代の要請に応えるべく、当該固有の目的の下に、グローバル・コミュニケーションの基礎理論を学ぶ共通科目群に加え、理論と実践を架橋し、各領域分野に係る専門性を高める専門科目群を、原則として英語で提供することにより、高度な専門性と実践力、そして高い国際コミュニケーション能力を兼ね備えた、国際社会において積極的な役割を果たすことができる人材を養成していく。

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育課程・教育内容

項目3：教育課程の編成（評価の視点 2-1～2-6）

<現状の説明>

- 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の策定及び周知

項目1に示した目的の達成に向け、次のとおり学位授与方針を定め、その方針に沿う形で、教育課程の編成・実施方針を定め、ウェブサイト上で公表するとともに、大学院生便覧に掲載し学生に配付しているほか、学内総合情報管理システム（ATOMS）にも掲示し周知を図っている。【添付資料 1-5、1-10（iv-v 頁）、1-11（iv-v 頁）、1-12、2-1】（評価の視点 2-1）

【ディプロマ・ポリシー（学位の授与に関する方針）】

国際教養大学大学院は、現代の国際社会にあつて、高度なコミュニケーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、高度な知識と実践力、指導力を備えた教育・研究者や専門的な人材を養成することにより、国際社会と地域社会に貢献することを使命としています。その実現のため、所定の教育課程を修め、以下のような能力を身に付けた者に対して専門職修士の学位を授与します。

- ・ 高度なグローバル・コミュニケーションに係る理論を理解し、実践に移すことができる
- ・ 国際的視野と言語能力を備え、国際社会に貢献できる
- ・ 専門知識、実践的な技能と指導力を有し、高度な職業人として活躍できる

国際教養大学大学院で修士号を修得するためには、原則2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、36単位（発信力実践領域は37単位）以上を修得すること、また、成績が累積 GPA3.00以上であることが求められます。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）】

入学した学生は英語教育実践領域・日本語教育実践領域・発信力実践領域のいずれかに属します。共通科目を一定単位まで履修してグローバル・コミュニケーションの基礎を英語で学ぶと同時に、それぞれの領域の専門科目群から必修科目・選択必修科目・選択科目を履修します。また、教育実習やインターン等、各領域で指定された科目によって実践的スキルや指導力を身につけ、そこでの学びに基づいて指導教員（アドバイザー）の指導を受けつつ課題を遂行し、知識と実践の統合と課程の仕上げを行います。学修成果の評価は予め示した成績評価基準に基づき、GPAを用いて厳格な評価を行います。

英語教育実践領域では、英語教育実践に不可欠な知識と技能を取り扱う科目群を必修科目として配置するとともに、実際の教育現場で授業実践をする実習科目（3単位）を必修とします。実習は、原則として1単位ごとに時期を3学期に分けて行いますが、現職教員の場合など事情に応じて1学期に3単位の实習を行うことも可能です。4技能の指導法・教材作成法に関わる発展的な科目に加え、言語教育の視点に深みを与える言語学、社会学の分野の科目、小学校での英語教育を視野に入れた科目を配置して、様々な教育現場に対応できるカリキュラムとします。全ての授業は英語で行うものとします。

日本語教育実践領域では、1年次に日本語教育に必要な言語学や第二言語習得理論関連の理論科目を学びます。2年次に実践的な専門知識体得のため3期（春・秋・冬）にわたる教育実習が必修科目として課せられます。教育実習は、2期は国内で1期は海外で実施されます。修了要件として、アクションリサーチ報告会での口頭発表が義務付けられます。日本語教育実践領域の授業は、共通科目を除き、日本語で行うものとします。

発信力実践領域では、選択必修科目としてジャーナリズム、または広報に関する基礎的科目を履修し、国際報道や組織コミュニケーションなどの科目によって将来の職業に結びつく高度な専門知識を身に付けます。また、現代の国際社会における諸問題に関する科目や情報リテラシーを高める科目などを学び、知識の幅を広げるとともに2年次には、インターンシップ、フィールド・リサーチが課せられます。修了要件として修了論文執筆と口頭試問または修了プレゼンテーションと口頭試問が義務付けられます。全ての科目を英語で学修し、国際的に活躍できる言語能力を高めます。

○ 教育課程の編成状況

共通科目を一定単位まで履修し、グローバル・コミュニケーションの基礎を英語で学ぶと同時に、それぞれの領域の専門科目群から必修科目・選択必修科目・選択科目を履修する。

共通科目の選択必修科目群には、次の科目を配置し、グローバル人材が備えるべき素養の基礎を涵養することを目的としている。

GCS600（選択必修 3 単位）「グローバル・コミュニケーション概論」

GCS601（選択必修 3 単位）「言語、文化とアイデンティティ」

- GCS602 (選択必修 3 単位)「グローバル化と国際関係」
- GCS607 (選択必修 3 単位)「グローバル社会のためのアカデミック・イングリッシュ」
- GCS609 (選択必修 3 単位)「異文化コミュニケーションのストラテジー」
- GCS611 (選択必修 3 単位)「通訳技法 I」
- GCS614 (選択必修 3 単位)「コミュニケーション研究調査法」

また、英語教育実践領域の ELT612 (選択 3 単位)「社会言語学」、日本語教育実践領域の JLT619 (選択 3 単位)「多様化する社会における日本語教育」、発信力実践領域の GCP632 (選択 3 単位)「グローバル化と国際関係」のように、それぞれの領域における専門教育であってもグローバルな社会における課題や実践につながる科目を配置しており、他領域の専門科目を 3 科目 9 単位まで修了単位として算入可能であるため、学生は自身の興味、関心、進路等に合わせて履修することができる。【添付資料 2-2 (8-9 頁)】

このほか、教育実習やインターン等、各領域で指定された科目の履修により実践的スキルや指導力を身に付け、教育実習等における学びに基づきアカデミック・アドバイザーによる指導を受けながら課題を遂行し、知識と実践の統合と課程の仕上げを行う。

なお、各学期の履修登録においては、全ての提供科目について、その概要、授業計画、目標、評価方法等を明示したシラバスを提供しているほか、履修登録前の相談期間「アドバイジング・ウィーク」を設定しており、この期間に各学生はアカデミック・アドバイザー (19 頁「学生に対する履修指導及び学生相談」参照。以下「アドバイザー」という。) に履修に係る相談をすることとしている。履修登録は、プレ・レジストレーション (事前登録)、レジストレーション (本登録) を経ることとなっているほか、授業開始後、最初の 1 週間を履修登録変更期間としており、初回の授業に参加した後にアドバイザーの承認を経て履修変更を行うことも可能である。また、履修変更期間を過ぎても、開講後約 1 ヶ月間は、履修中止をすることが可能となっており、各々の学生の求める科目が適切に履修できるよう配慮されている。【添付資料 2-3 (第 4 条、第 6 条)】履修登録は、各学生がオンラインで実施するが、アドバイザーが承認することで、各学生の履修登録が完了するシステムを導入しており、アドバイザーが担当学生の履修について必要な助言を与えることが可能となっている。(評価の視点 2-2)

○ 教育課程の編成における配慮

日本国内外の学生が滞りなく本研究科に進学できるよう、英語教育実践領域及び発信力実践領域においては、入学時期を 4 月又は 9 月に設定している。【添付資料 1-7 (6-7 頁)】なお、日本教育実践領域では、修了生が海外の教育機関に就職するケースが少ないため、修了時期を 8 月とし、入学時期は 9 月としている。

また、国内の大学を 3 月に卒業し、9 月に本大学院へ入学予定の学生を対象として、プレ・グラデュエート・ステューデント制度を設け、入学前の 4 月から 7 月までの期間において最大 2 科目 6 単位の履修を認めている。プレ・グラデュエート・ステューデント制度では、入学前のギャップ・イヤー活動についての単位認定も認めており、専門職経験を有する学生が、個々の活動を学術的に考察し、論文にまとめる GCS610 (選択必修 3 単位)「自省的職業経験

考察」を選択することも可能となっている。【添付資料 1-3（第 26 条、第 40 条第 1 項、第 6 項）、1-7（6-7 頁）】（15 頁「他大学院で修得した単位等の認定」参照）（評価の視点 2-3）

- ・ 英語教育実践領域

英語教育実践領域では、主に日本の中学校又は高等学校で英語教育に従事する人材を育成することを目的としている。外国語習得理論、英語教育理論を英語教育実践に架橋している科目は次のとおりである。

- ELT601（選択必修 3 単位）「外国語としての英語教授法と学習教材」
- ELT602（選択必修 3 単位）「日本における英語教育法」
- ELT606（選択 3 単位）「外国語としての英語会話能力・聴解力指導法」
- ELT607（選択 3 単位）「外国語としての英語読解・作文指導法」
- ELT608（選択 3 単位）「語彙習得」
- ELT609（選択 3 単位）「外国語としての英語の試験と評価」
- ELT611（選択 3 単位）「口語文法教育論」
- ELT619（選択 3 単位）「児童英語教授法」
- ELT631（選択 3 単位）「日本の英語教育における教材作成法」
- ELT70x（必修 3 単位）「英語教育実践法と実習」

これらの科目群で、英語教育に必要な 4 技能（聞く、話す、読む、書く）の指導実践法に加え、英語科教育法の概観と実践への応用、教材作成法、学習成果の評価方法の実践について教育できるカリキュラムとなっている。

基本的な内容・事例研究を扱う科目は、次のとおりである。

- ELT600（必修 3 単位）「外国語習得法概論」
- ELT610（必修 3 単位）「言語学概論」
- ELT660（必修 3 単位）「言語教育実践研究概論」
- ELT601（選択必修 3 単位）「外国語としての英語教授法と学習教材」
- ELT602（選択必修 3 単位）「日本における英語教育法」

発展的な内容・実践的な内容を扱う科目は、次のとおりである。

- ELT606（選択 3 単位）「外国語としての英語会話能力・聴解力指導法」
- ELT607（選択 3 単位）「外国語としての英語読解・作文指導法」
- ELT608（選択 3 単位）「語彙習得」
- ELT609（選択 3 単位）「外国語としての英語の試験と評価」
- ELT611（選択 3 単位）「口語文法教育論」
- ELT631（選択 3 単位）「日本の英語教育における教材作成法」
- ELT699（選択 3 単位）「学術研究実践およびリサーチ・ペーパー」
- ELT70x（必修 3 単位）「英語教育実践法と実習」

英語教育理論の基礎を十分に持たない学生も入学してくることから、基本的な内容・事例研究を扱う科目を充実させている。また、専門科目群は、いずれも理論と実践を架橋することを中心に論じる実践的な内容となっている。(評価の視点 2-2)

高度な知識と実践力を持った英語教員を育成する観点から、高等学校教諭一種免許状(英語)を基礎免許として、中学校/高等学校教諭専修免許状(英語)が取得可能である。また、当該基礎免許を取得していない場合は、本学国際教養学部の教職課程を並行して履修することで、その取得を可能にしている。【添付資料 1-2 (第 53 条の 2)、1-3 (第 36 条)】

現職の英語教員の修学に便宜を図り、土曜日にも科目を開講しており、学生は長期の計画的履修を申し出ることにより、最長 4 年間で課程を修了できるカリキュラムとしている。

(16 頁「課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数」参照) また、高等学校教諭一種免許状(英語)を取得していない学生についても、本学国際教養学部で同免許状を取得する場合は、最長 4 年間の長期履修を認めている。【添付資料 1-3 (第 11 条第 2 項)】なお、このような 2 年を超える計画的履修が認められた場合は、当該 2 年を超える期間に係る授業料を減免できることとしている。(46 頁「留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制 ②社会人学生を受け入れるための支援体制」参照)

現職教員が大学院で実践的な学修をするニーズが高まっており、また、教壇経験のない若い学生にとっては、現職教員と共に学び、経験者の立場から様々なフィードバックが得られることは、英語教育実践領域の特色と言える。

また、ELT680～(選択 3 単位)「言語教育・言語習得の選択テーマ研究(a)～」では、各年度の学生のニーズに合わせ、特に必要なテーマを扱う科目としており、カリキュラムの大きな変更を伴わずに、最新の動向に適合した科目構成ができる大きな要因となっている。(評価の視点 2-3)

英語教育実践領域の全ての専門科目は、理論と実践の架橋を旨としており、高度の専門性が求められる英語教員が備えるべき深い学識と卓越した能力を培う役割を果たしている。特に、ELT700(3 単位)又は ELT 701、702 及び 703(計 3 単位)「英語教育実践法と実習」を必修科目としており、教育実習を通じて、理論を実践に応用する機会を提供している。これらの実習では、履修した科目群で学んだ事項を実践することを求めており、実習前に実践に応用する理論を明確に示すことが求められている。【添付資料 2-4】また、必修科目・選択科目群はいずれも、理論を実際の教育現場で活用する方法を文部科学省の検定教科書を用いて検討するなど、実践力を高める内容となっている。(評価の視点 2-4)

・ 日本語教育実践領域

日本語教育実践領域では、日本国内を含む世界の日本語教育機関で日本語教員として広く活躍できる人材の育成を目的としている。1 年次に理論科目の修得、2 年次に教育実習の履修を課しており、日本語教員として欠かすことのできない教師自身の日本語能力練成のためにその専門科目群は主に日本語で提供されるが、テキスト類には英語の書籍、文献も多く利用している。

アクション・リサーチの研究手法は、実務と理論を架橋する上で有効であると考え、大学院開設時から導入している。また、2 年間のカリキュラム全般も実務と理論を架橋できるように編成しており、修士課程修了後には、直ちに教壇に立てる日本語教員の育成を目

指している。

また、世界各地で活躍できる日本語教員を育成するために、日本語教育の基礎的な科目においても「外国語教育としての日本語教育」という視点を持ち、理論面の知識修得の際にも、英語教育、フランス語教育といった外国語教育に共通する教授法や第二言語習得理論を修得できるようにカリキュラムを編成している。

なお、1年次に履修する以下の理論科目は、全て基礎的であるが、2年次の教育実習への応用を意識した実践的な内容で、コミュニケーション重視の教室活動に役立つ最新の情報を提供している。【添付資料 2-5】

- JLT601 (選択 3 単位) 「日本語教育初級文法 I」
- JLT602 (選択 3 単位) 「日本語中・上級の教育」
- JLT606 (選択 3 単位) 「日本語音声と音声言語教育」
- JLT609 (選択 3 単位) 「日本語教育評価法」
- JLT614 (選択 3 単位) 「日本語教育初級文法 II」
- JLT615 (選択 3 単位) 「日本語教育のための第二言語習得理論」
- JLT616 (選択 3 単位) 「日本語教育学概論」
- JLT619 (選択 3 単位) 「多様化する社会における日本語教育」
- JLT620 (選択 3 単位) 「外国語としての日本語教育と教授法」

また、2年次の教育実習では、日本語教育実践領域における学修を総括する位置付けとして海外教育実習を義務付けており、異なる文化体系を持つ海外の大学で、実習生のみでプログラムを企画・運営し、教壇に立つ訓練を課している。実習生は、自らの力で問題を解決しながら教育実習に当たることを通じて、グローバル人材の育成には欠かすことのできない課題解決能力及び実践的創造能力を獲得できる訓練を受けることとなる。【添付資料 2-6】

2年次の科目は、次のとおりである。

- JLT604 (必修 3 単位) 「日本語教育の教材・教具」
- JLT650 (必修 3 単位) 「日本語教育実践計画」
秋学期実習：世界各国から本学に留学している留学生（学部生）を対象にした模擬授業の実践
- JLT651 (必修 3 単位) 「日本語教育実践研究（秋田）」
冬期実習：淡江大学（台湾）からの学生を招いての冬期集中日本語・日本文化プログラム
- JLT652 (必修 3 単位) 「日本語教育実践研究（海外）と修了論文」
春学期海外実習：海外提携校に赴いての海外教育実習。帰国後に修了論文として、アクション・リサーチ・プレゼンテーションを課している。

(評価の視点 2-2)

加えて、日本語教育経験者のためにリカレント教育制度を設けており、1,200時間以上の日本語教育経験を有する者には、1年半での修士号取得を可能にしており、対象者は、2年次の3月末に修了となる。【添付資料 1-3（第34条第1項ただし書き）、2-3（第2条第4項）】

リカレント教育における履修科目は、次のとおりである。

1年次：2年間コース履修者と同様の理論科目

2年次必修科目：

JLT654（必修3単位）「日本語教育実践研究（リカレント教育）」

2年次秋学期に履修：学生が実習先、実習内容を立案、アレンジ、実施する。

JLT653（必修3単位）「日本語教育修了論文（リカレント教育）」

2年次冬期に履修：アクション・リサーチの研究手法を活用した修了論文を課しているため、最新の先行研究を取り入れて論文を作成することになる。

その他、学生からの多様なニーズに対応するべく、高等教育機関での日本語教育のみならず、様々な機関・学校で日本語教育に従事する機会を得るための知識や情報を提供している。また、日本語教育実践領域に係る特別公開講演会、研究会も定期的に開催している。（評価の視点 2-3）

日本語教育実践領域の全ての専門科目は、グローバルな職業人としての実務的日本語教員養成のために構成されており、本研究科修了後、直ちに教壇に立てる教師の育成を目指している。そのため、1年次の理論修得と2年次の3学期にわたる教育実習が有機的に連携するよう、1年次の理論コースも教室での講義に偏らず、実践的な演習やグループワークを多く取り入れ、アクティブ・ラーニングの要素並びに理論及び実践を結び付ける活動を課している。また、約200の海外提携校から本学（国際教養学部）に留学してくる留学生への個人指導や地域の日本語教室における指導を推奨しており、実際に日本語学習者らと恒常的に接触する機会を設けているため、理論クラスでも実質的な演習課題を出すことができる。2年次の3期にわたる教育実習は、専門職大学院の特徴を端的に示す科目群であり、必修科目となっている。教育実習に海外提携校での実習実践を組み入れることで、異文化理解を進め、グローバル社会に対応できる日本語教員を養成する枠組みを整備している。（評価の視点 2-6）

・ 発信力実践領域

発信力実践領域では、選択必修科目としてジャーナリズム又は広報に関する基礎的科目を履修し、GCP620「国際報道の聴取と発信」、GCP601「組織コミュニケーション」などの科目により将来の職業に結びつく高度な専門知識を身に付ける。また、現代の社会問題に関する科目や情報リテラシーを高める科目を履修し知識の幅を広げるとともに、2年次にはGCP645「修了課題計画」の中でインターンシップやフィールド・リサーチに取り組む。GCP649「研究論文指導」と口頭試問、又はGCP650「発信力実践研究」と口頭試問が修了要件となっている。

なお、2017年に受審した専門職大学院認証評価では、専門職の一つとして位置づけてい

た通訳分野に関しては、大学院修了後であっても、研鑽を積み獲得できる職種であることから、本領域がターゲットとした専門職と位置づけることは適切ではないとの結論に達した。しかしながら、通訳の技能は、単に言語の変換にとどまらず、文化や空気といったコンテクストを読み解くスキルであり、これはグローバル人材が共通して備えるべき素養の一つと考えられるため、全領域学生向けの専攻科共通科目として「通訳技法Ⅰ」を、更に技術の向上を目指す学生向けに、「通訳技法Ⅱ」を専門科目として配置した。

現状、発信力実践領域において、専門職として位置付けている2つの分野ごとにみた場合の教育課程の編成は次のとおりとなっている。

① ジャーナリズムに重点を置いた学生の場合

GCP643 (選択必修3単位)「国際ジャーナリズム概論」によって、ジャーナリズム論の基礎を学んだ後、GCP620 (選択3単位)「国際報道の聴取と発信」等を通じてジャーナリスト又はメディアスペシャリストとして必要な専門的知識を身に付け、GCP645 (必修1単位)「修了課題計画」及びGCP650 (選択必修3単位)「発信力実践研究」によって実践力を養う。また、実践的調査・研究力を高める為に GCP634 (選択3単位)「コミュニケーション研究調査法」を提供している。

② 民間企業、国際組織、政府組織等における広報業務に重点を置いた学生の場合

GCP642 (選択必修3単位)「国際広報学概論」又はGCP601 (選択必修3単位)「組織コミュニケーション」で基礎を学んだ後、GCP633 (選択3単位)「デジタル・マーケティングと広告」、GCP604 (選択3単位)「ストラテジック・ネゴシエーション」、GCP624 (選択3単位)「リーダーシップとグループコミュニケーション」等によって専門的知識を身に付ける。

下線が引かれた選択必修科目を基礎として、更に関連専門科目を体系的に履修する。また、最終学期の必修科目として、GCP645 (必修1単位)「修了課題計画」を履修した上で、GCP650 (選択必修3単位)「発信力実践研究」又はGCP649 (選択必修3単位)「研究論文指導」を実践研究に係る科目と位置付け、発信力実践領域で修得した知識、技法を総合した成果を発表することを求めている。

なお、基本的な内容を扱う科目は、次のとおりである。

GCS600 (選択必修3単位)「グローバル・コミュニケーション概論」

GCS601 (選択必修3単位)「言語、文化とアイデンティティ」

GCS602 (選択必修3単位)「グローバル化と国際関係」

GCS607 (選択必修3単位)「グローバル社会のためのアカデミック・イングリッシュ」

GCS609 (選択必修3単位)「異文化コミュニケーションのストラテジー」

GCP603 (選択必修3単位)「通訳技法Ⅰ」

GCP642 (選択必修3単位)「国際広報学概論」

GCP643 (選択必修3単位)「国際ジャーナリズム概論」

発展的な内容を扱う科目は、次のとおりである。

GCP604 (選択3単位)「ストラテジック・ネゴシエーション」

GCP614 (選択3単位)「通訳技法Ⅱ」

GCP622 (選択3単位)「コミュニケーションと組織行動論」

GCP624 (選択 3 単位) 「リーダーシップとグループコミュニケーション」
GCP629 (選択 3 単位) 「グローバル環境におけるパブリックリレーションズ」
GCP633 (選択 3 単位) 「デジタル・マーケティングと広告」

実践的な内容を扱う科目は、次のとおりである。

GCP620 (選択 3 単位) 「国際報道の聴取と発信」

事例研究を扱う科目は、次のとおりである。

GCP645 (必修 1 単位) 「修了課題計画」

GCP650 (選択必修 3 単位) 「発信力実践研究」

(評価の視点 2-2)

海外に向け情報を効果的に発信することができる人材が日本には不足しているという指摘がかねてからあり、GCP642 (選択必修 3 単位) 「国際広報学概論」は、国際的な情報戦略を構築するという科目目標からこうした問題に対処できる人材を育てることをひとつの目的としている。情報発信という観点からは、GCP643 「国際ジャーナリズム概論」においては話題を発掘し、受け手側の文化的視点、視座に合致するような情報の枠組みやストーリーを組み立てる能力を養っている。なお、当領域は日本人学生のみを念頭に置いているわけではない。実際に留学生の在籍者も多く存在し、これらの基礎科目は国際的な視点に立って英語で自らの世界観を表現し、多角的な視点から情報発信ができる素養を開拓することを目指している。

また日本企業に限らず、在日の外資系企業や国際的なNGOなど様々な組織形態を念頭に国際的に活動できる人材への需要が高まっている。こうした需要に応えるために、GCP601 (選択必修 3 単位) 「組織コミュニケーション」、GCP604 (選択 3 単位) 「ストラテジック・ネゴシエーション」、GCP629 (選択 3 単位) 「グローバル環境におけるパブリックリレーションズ」等が用意されている。

また、近年コミュニケーション・メディア分野ではネットメディアの発展が著しい。広告コミュニケーション分野においてその傾向が特に顕著であり、2020年に新科目 GCP633 「デジタル・マーケティングと広告」を開講した。同授業においては、ソーシャルメディアを通じた効果的な広報・広告宣伝キャンペーンや検索エンジン最適化やウェブアナリティクスなどのデジタルツールの活用方法や総合的分析力を習得できるように構成されている。同じく新設の GCP634 「コミュニケーション研究調査法」においては、実践的な調査研究技術を身に付けることを目的としており、データ分析やインタビューやサーベイ方法を含めた様々な研究手法を教授している。

発信力実践領域の全ての専門科目は国際舞台において活躍することができる専門的職業人を養成することを目的として構成されている。具体的な職業としては、国際ジャーナリスト、国際広報官・国際PR、組織内広報担当などを想定しているが、それらに直結した特色ある科目として以下の科目を提供している。【添付資料 2-7、2-8】

① 国際ジャーナリスト

GCP643 (選択必修3単位)「国際ジャーナリズム概論」

ジャーナリズムに関する諸理論、話題発掘・ストーリー構築の技法、取材方法や記事の書き方の基本の修得

GCP620 (選択3単位)「国際報道の聴取と発信」

最新の国際報道を題材とした取材・レポート技法の修得

② 国際広報官・国際PRビジネス

GCP642 (選択必修3単位)「国際広報学概論」

パブリック・リレーションズに関する歴史、諸理論、情報戦略の構築、プレスリリースの書き方の基本の修得

(評価の視点 2-6)

○ 専門職大学院教育課程連携協議会の設置

専門職大学院設置基準第6条の2に従い、産業界等と連携することで教育課程をより円滑かつ効果的に実施するため、2019年4月に教育課程連携協議会を設置した。【添付資料 2-9】協議会は5名の委員により構成され、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べることとしている。

ア 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

イ 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

同協議会の構成は、専攻の教員1名に加え、学外の委員には、地元企業の経営者、大学学長経験者、公立高校の元校長（地域の関係者）を任命しており、地域の産業界からの意見、専門職プログラムをもつ大学学長からの教育的側面からの意見、本学大学院（英語教育実践領域）修了後の就職先となる中学・高等学校の実務的な視点からの意見をそれぞれ反映できる体制となっている。（評価の視点 2-4、2-5）

<根拠資料>

- ・ 添付資料 1-2：国際教養大学学則
- ・ 添付資料 1-3：国際教養大学大学院学則
- ・ 添付資料 1-5：国際教養大学ウェブサイト（英語版）(Degree Programs>Graduate Program>Policies)
- ・ 添付資料 1-7：国際教養大学専門職大学院パンフレット 2022
- ・ 添付資料 1-10：学生便覧（2021SP Akita International University Graduate School Student Handbook）
- ・ 添付資料 1-11：学生便覧（2021FA Akita International University Graduate School Student Handbook）

- ・ 添付資料 1-12：学生便覧の学生情報管理システム（ATOMS）への掲示
- ・ 添付資料 2-1：国際教養大学ウェブサイト（専門職大学院＞3つのポリシー）
- ・ 添付資料 2-2：国際教養大学専門職大学院パンフレット 2021
- ・ 添付資料 2-3：国際教養大学大学院履修規程
- ・ 添付資料 2-4：シラバス（英語教育実践領域において特色のある科目「英語教育実践法と実習」）
- ・ 添付資料 2-5：シラバス（日本語教育実践領域において1年次に履修する科目）
- ・ 添付資料 2-6：シラバス（日本語教育実践領域において2年次に履修する科目）
- ・ 添付資料 2-7：シラバス（国際ジャーナリストに直結した特色ある科目）
- ・ 添付資料 2-8：シラバス（国際広報官・国際PRビジネスに直結した特色ある科目）
- ・ 添付資料 2-9：国際教養大学専門職大学院教育課程連携協議会規程

項目 4：単位の認定、課程の修了等（評価の視点 2-7～2-14）

<現状の説明>

○ 単位の設定

各授業科目の1単位は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としている。当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、講義については、15時間の授業をもって1単位とし、演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位としている。また、実習については、30時間の授業をもって1単位としている。なお、1時間の授業に対し2時間の自主学修を行うことを前提として、授業内容を構成しており、このことは大学院便覧を通じて学生に説明している。【添付資料 1-2（第38条第2号）、1-3（第22条）、1-10（8頁）、1-11（8頁）】（評価の視点 2-7）

また、本学大学院では Semester 制を採用しており、1年を春学期と秋学期の2学期（Semester）に区分し、基本的にそれぞれ15週の授業を行い、Semester 単位で各科目の修得を完結させることとしている。また、秋学期中の1月中旬から3月上旬まで、冬期プログラム期間を設けており、7.5週間又はそれ以下の期間の短期集中講義を提供している。【添付資料 1-10（1頁）、1-11（1頁）】

○ 履修単位の上限

各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、大学院履修規程第5条において、学生が1年間に履修登録することができる単位数の上限を30単位としている。【添付資料 2-10】ただし、早期修了を希望する場合や高等学校教諭一種免許状を取得するため学部開講科目の履修が必要な場合等、履修上の必要があると認められる場合には、アカデミック・アドバイザーの承認を得て、36単位まで登録することができることとしている。【添付資料 2-3（第5条）】（評価の視点 2-8）

○ 他大学院で修得した単位等の認定

本学大学院では、大学院学則第25条に基づき、教育上有益と認めるときは、他大学院における授業科目の履修を認めているほか、当該履修によって修得した単位について、本学大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう、大学院履修規程第20条第1項各号に

掲げる基準に照らし、12単位を超えない範囲で本学大学院において修得した単位として認定することができることとしている。当該単位の認定は、大学院運営委員会の審議を経た上で、学長が行っている。【添付資料 1-3（第 25 条）、2-3（第 20 条第 1 項）】

また、大学院学則第 26 条第 1 項に基づき、教育上有益と認めるときは、大学院学則第 40 条第 6 項に規定するプレ・グラデュエート・ステューデント（本学大学院入学前に科目の履修を許可された者）が、入学前に行った本学大学院の専門分野に係る研修活動について、本学大学院において修得した単位として認定することができることとしている。当該研修活動の実施による単位の認定は、本学大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう、事前の研修活動計画書の審査に加え、事後の活動報告により、活動計画の達成状況を把握・確認した上で、大学院研究科委員会の審議を経て、学長が行うこととしている。また、プレ・グラデュエート・ステューデントは、同項ただし書きに基づき、その願い出により、大学院研究科委員会の議を経て、2 科目 6 単位を限度として本学大学院の科目を履修することができることとしている。この制度は、主に日本語教育実践領域において活用されている制度で、9 月入学となる学生が、入学前の 4 月から 7 月までを有効利用し、入学後の学修を円滑に進めることを目的としたものである。加えて、プレ・グラデュエート・ステューデント対象者は、教育上有益と認められる場合、他大学で修得した単位の認定も可能であるが、この場合も教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう、他大学で単位修得した科目のシラバス等の内容を大学院運営委員会にて確認・審議した上で学長が単位認定の可否を決定する【添付資料 1-3（第 26 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 6 項）】これらの本学大学院における入学前の修得単位と他大学院における修得単位については、合わせて 18 単位を上限とすることとしている。【添付資料 1-3（第 26 条第 2 項）】（評価の視点 2-9）

○ 課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数

大学院学則第 34 条において、本学専門職学位課程の修了認定に必要な要件を、①専門職学位課程に 2 年（編入学、再入学及び転入学により入学した学生にあつては、他大学院における在籍期間等を考慮して学長が決定した期間とし、本学大学院在籍中に留学した学生にあつては、当該留学期間等を考慮して学長が決定した期間とする。）以上在籍すること、②36 単位以上の単位を修得すること、③修了時における累積 GPA（Grade Point Average：成績評価平均点）が 3.0 以上であることの全てを満たしていることとしている。（評価の視点 2-10）

また、本学専門職学位課程では、学生が職業を有している等の事情により、当該標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し、修了することを申し出たときは、その計画的な履修を認めることができることとしている。【添付資料 1-3（第 11 条第 2 項）】

課程の修了認定については、本研究科の専任教員によって組織される大学院研究科委員会（大学院学則第 7 条）の意見を聴いた上で、学長が認定する。【添付資料 1-3（第 7 条）】

これら修了認定に係る基準及び方法については、学生全員に配布する学生便覧によって、学生に対して明示している。【添付資料 1-10（18 頁）、1-11（18 頁）】（評価の視点 2-11）

○ 在学期間の短縮

在学期間の短縮に関しては、大学院学則第 34 条第 1 項ただし書きにおいて「優れた業績を上げた」と学長が認めた者については、1 年以上在学すれば足りるものとして認めることができる」

と規定している。なお、この場合においても、36 単位以上の単位の修得に加え、修了時における累積GPAが 3.0 以上であることを要件としていることから、固有の目的に照らして十分な成果が得られると考えている。また、1 年間の履修登録単位数の上限は、通常の修学期間における学修成果の達成を妨げることのないように配慮されているほか、実践力育成のための実習科目は必修としており、学修内容及び専門職大学院で達成すべき教育目標は軽減されることはないカリキュラムとしている。【添付資料 1-3（第 34 条第 1 項ただし書き）、2-3（第 2 条第 4 項、第 5 条）】（評価の視点 2-12）

在学期間を短縮したい学生は、修了を希望する日の約半年前に修了申請を行うこととし、当該学生の修得単位及び成績（GPA）が上記の修了要件を満たす場合には、学長が、大学院研究科委員会からの意見を聴いた上で、修了を認定することとしている。

なお、日本語教育実践領域においては、在学期間の短縮が認められるのは、1,200 時間以上の日本語教育実務経験者に認められるリカレントコースの履修者のみであり、当該履修者については、通常は 3 学期必要とされる教育実習を、1 セメスターのみとしている。これは、入学前の院生自身の経験に基づいてアクション・リサーチを実施することが可能なため、該当学生の早期の現場復帰を促す上でも十分専門職大学院の教育理念及び目的に合致している。

在学期間の短縮の基準・方法については、学生便覧に大学院学則、大学院履修規程等を掲載することで、学生に対して明示しているとともに、在学期間の短縮を希望する学生については、アドバイザーや事務局職員が随時相談に応じている。【添付資料 1-10（93-128 頁）、1-11（93-128 頁）、2-11】（評価の視点 2-13）

○ 学位の名称

本学大学院を修了した者に授与する学位については、大学院学則第 35 条第 1 項により、各実践領域に応じて、次の名称を付しており、グローバル・コミュニケーション分野の特性や当該グローバル・コミュニケーション系専門職大学院の教育内容にふさわしいものとなっている。【添付資料 1-3（第 35 条第 1 項）、2-12】

- ・英語教育実践領域 : 英語教育修士（専門職）
(Master of English Language Teaching (Professional))
- ・日本語教育実践領域 : 日本語教育修士（専門職）
(Master of Japanese Language Teaching (Professional))
- ・発信力実践領域 : 発信力実践修士（専門職）
(Master of Global Communication Practice (Professional))

（評価の視点 2-14）

< 根拠資料 >

- ・ 添付資料 1-2 : 国際教養大学学則
- ・ 添付資料 1-3 : 国際教養大学大学院学則
- ・ 添付資料 1-10 : 学生便覧（2021SP Akita International University Graduate School Student Handbook）

- ・ 添付資料 1-11 : 学生便覧 (2021FA Akita International University Graduate School Student Handbook)
 - ・ 添付資料 2-3 : 国際教養大学大学院履修規程
 - ・ 添付資料 2-10 : 入学年度別 平均履修単位数 (2018~2020 年度)
 - ・ 添付資料 2-11 : 「早期修了」利用実績 (2017 年度~2021 年度)
 - ・ 添付資料 2-12 : 国際教養大学学位規程
-

(2) 教育方法

項目5：履修指導、学習相談（評価の視点 2-15～2-17）

<現状の説明>

○ 学生に対する履修指導及び学生相談

学生の多様な履修計画や将来設計に対応するため、学生一人ひとりにアドバイザーとして教員を配置する「アカデミック・アドバイジング・システム」を設けている。学生は、その所属する領域の代表に相談の上、自分に適すと考える教員をアドバイザーとして選択でき、そのアドバイジングに不満がある場合は、変更を申請することができる。【添付資料 1-10（2頁）、1-11（2頁）】

履修計画は学生が主体的に作成することとしており、アドバイザーからの必要な助言を得る機会を与えるため、アドバイジング期間を各学期に設けている。また、履修登録は、オンラインで行うことができるが、アドバイザーの最終承認をもって履修登録が完了するため、アドバイザーは学生の履修状況を常に把握している。

コロナ禍におけるオンライン開講期間にあっては、アドバイジングもオンラインで実施し、履修に関する相談はもとより、実習に関する個別指導、就職に関する指導などを個別に実施している。

各領域における取り組みは次のとおりである。

・ 英語教育実践領域

アドバイザーとして、中学校又は高等学校における教育経験を持つ実務家に加え、外国人学生には、中学校・高等学校以外における教育経験を持つ教員を配置して、多様な学生の要望に対応している。

また、土曜日のみの科目履修となる現職教員の学生に対しては、領域代表が土曜日にオフィスアワーを設定し、他の学生と公平な履修指導を提供している。コロナ禍におけるオンライン開講期間中は、領域代表がオンラインのオフィスアワーを設定し、学生の相談に応じているほか、全ての教員が担当の学生に対しオンラインでのアドバイジングを実施している。

・ 日本語教育実践領域

アドバイザーとなる専任教員は国内外での教育経験を有する実務家で、きめ細かい指導・助言を行っている。学生の希望に沿って、自律研究コースの受講を勧め、海外での日本語教育経験者に対しては、春学期の海外教育実習先の変更を調整するなど、各々の学生の特性に応じた履修指導・学習相談を行っている。

・ 発信力実践領域

学生の専攻内容や将来の希望進路が多様であるため、入学直後の学生に対するアドバイジングは、領域代表が担当し、初期指導の充実を図っている。これにより、各学生は、希望進路を明確にし、適切なアドバイザーやインターンシップ先を選択することが可能にな

っている。(評価の視点 2-15)

○ インターンシップ・実習に係る指導等

英語教育実践領域及び日本語教育実践領域においては、教育実習科目を必修科目としており、また、発信力実践領域においては実習（インターンシップ）を含む科目を選択必修科目としている。これらの実習にあたっては、事前指導においては、それぞれの学生が実習期間中にこれまでに学修した知識やスキルのうち、どの点にフォーカスを置くかを指導教員に相談しながら決定し、他の履修者と共有している。また、実習期間中には、指導教員と連絡を取りながら実習に係る問題点の解決に係る指導を受けるとともに、主に教育実習において、可能な限り、指導教員や領域代表が実習を視察し、直接フィードバックを与えることとしている。指導教員等による視察が困難な場合でも、実習の録画が可能な場合は、指導教員と共有することで、事後の指導を行っている。加えて、実習の事後指導として、教育実習の報告会を開催し、実習前の学生や学部生、学外者の参加も認めて、広くフィードバックを得られるようにするとともに、将来実習する学生や、大学院進学を検討している人々に、大学院でのまなびについて周知するように努めている。

また、実習中に知り得た一切の機密について、研修中及び研修終了後において漏洩しないよう、学生に対して守秘義務を課すとともに、そのための誓約書を大学に提出するよう、義務付けている。守秘義務の遵守等については、学生便覧によって全ての学生に周知するとともに、オリエンテーションやアドバイザーによる個別のアドバイジングにおいても、必要な指導を行っている。【添付資料 1-10 (10 頁)、1-11 (10 頁)、2-13】(評価の視点 2-16)

○ 履修指導及び学生相談の特色

多様な学修背景・将来設計を有した学生が各領域に入学しているため、個々の学生の希望に適した履修が実現できるように、全ての領域においてアドバイジングの充実に努めている。特に実習やインターンシップについては、派遣先を注意深く精査し、派遣先において理論と実践を架橋する訓練が可能となるよう、徹底したアドバイジングを行っている。(評価の視点 2-17)

<根拠資料>

- ・ 添付資料 1-10：学生便覧（2021ISP Akita International University Graduate School Student Handbook）
- ・ 添付資料 1-11：学生便覧（2021FA Akita International University Graduate School Student Handbook）
- ・ 添付資料 2-13：誓約書様式

項目 6：授業の方法等（評価の視点 2-18～2-22）

<現状の説明>

○ 授業の方法及び受講学生数

理論と実践の架橋を図るため、全ての科目について、講義に加え、討論、演習、実習、プレゼンテーション等を取り入れた授業形態としている。【添付資料 2-14】

各領域における授業形態の特徴は、次のとおりである。

- ・ 英語教育実践領域

講義による理論の修得に加え、討論や演習を通じての実践への応用が全ての科目において常に行われている。また、教育実習（3単位）を必修として、実践分野の充実を図っている。

- ・ 日本語教育実践領域

2年次に3期にわたる教育実習を必修としているほか、1年次から修了後に日本語教育現場に立つことを見据えた教育に努めている。また、1年次の理論修得科目においても演習、グループによる協働学習を積極的に取り入れており、特に、JLT601「日本語教育初級文法 I」、JLT602「日本語中・上級の教育」、JLT615「日本語教育のための第二言語習得論」、JLT619「多様化する社会における日本語教育」、JLT606「日本語音声と音声言語教育」、JLT614「日本語教育初級文法 II」、JLT620「外国語としての日本語教育と教授法」などでは、コースの課題として、学内での授業見学や模擬授業を課したり、日本語学習者から直接聞き取りをしたりする実践的な授業方法が採用されている。

- ・ 発信力実践領域

全ての授業科目において、講義のみの授業は原則として行わず、演習、実習、討論、プレゼンテーション等を必ず取り入れ、学生の知的能力、創造的思考力、言語的（及び非言語的）コミュニケーション能力、チームワーク能力の向上を図るようにしている。

また、インターンシップやフィールド・リサーチ（ケーススタディ）を卒業課題に組み込んでいる。卒業課題制作のための科目がGCP645「修了課題計画」、GCP649「研究論文指導」及びGCP650「発信力実践研究」であり、これらの科目では、複数の教員によるチーム指導を行っている。

（評価の視点 2-19）

以上の教育手法及び授業形態に鑑み、その教育効果を十分に上げられるよう、一つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、少人数（1～26名）としている。（評価の視点 2-18）

○ 遠隔授業等の実施状況

本研究科では、平常時は、多様なメディアを利用して、授業を行う教室以外の場所で学生に履修させる形式の遠隔授業は実施していない。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020年4月以降の授業は、全ての科目をオンラインでの開講としたが、早期にこの決定をしたことで、教員が余裕を持ってオンライン授業へ移行することができた。

具体的には、学部・大学院双方の準備として、各プログラムの代表からなるタスクフォースを立ち上げて、オンライン授業を行うための教員用ガイドラインを作成するとともに、複

数回にわたって開催したFDにおいて、成功事例の共有や課題に対する対応策を議論し、新学期の開始に備えた次第である。加えて、教員間でオンラインシステムを実践練習する機会の提供、技術的な質問に応じるためのオンライン上でのフォーラムの設定、学生有志による、「学生オンライン授業サポーター」の組成などの取り組みを通して、本学の特色である双方向かつインタラクティブな学修を実践するための円滑なオンライン授業の推進体制構築に向けて、教職員及び学生が一体となって取り組んだ。

さらに、学期終了後には学生アンケートを実施し、その効果や課題、学生からの提案事項について、副学長、学部長、各プログラム・領域長及び研究科長・領域代表が中心となって点検したのち、全教員へ共有するなど、継続的に検証を加えながら、これまでと同様の教育効果を維持するための取り組みを進めている。

こうした大学全体の取り組みにより、大学院としても、Zoomを利用した授業を基本としており、海外の学生も含め大きな不具合はなく授業開講ができています。

○ 各領域の取り組み

英語教育実践領域や発信力実践領域においては、ほぼ全ての科目で、ディスカッションが重要な役割を果たしているが、遠隔授業においてもオンライン会議システムのグループディスカッション機能やグループ内での「ホワイトボード」などの効果的なツールの活用により、授業の質を確保することができた。地域（北米や中東など）によって発生する、時差の問題などを配慮して、授業内容を録画して1週間学生がレビューできるような工夫も行っている。

そのほか、各領域における取組は次のとおりである。

・ 英語教育実践領域

本学の英語集中プログラムと連携し、学部生の遠隔授業において実習を実施できるよう調整した。

・ 日本語教育実践領域

オンラインにより、海外の大学で教鞭を執る修了生の日本語クラスを見学し、修了生にも話を聞くなど、海外の日本語教育事情について体感する機会を提供できた。そのほか、オンライン環境を有効利用し、海外の提携校から学習者を招き、教育実習を行ったが、それぞれの国の時差など異文化環境を即座に授業に反映するなど、異文化交流的視点からの効果もあった。加えて、AIMS (AIU Moodle System) との併用で教材配布や授業の進行をスムーズに行ったほか、実習後のアクション・リサーチ指導では、休憩をこまめに入れるなどして、負担軽減を心がけた。また、今後の教育の変化に対応できるように、オンラインで日本語を教える際に活用できるICTツールの使用方法の習得と活用を積極的に教育実習に取り入れた。

・ 発信力実践領域

対面の実習（インターンシップ）が困難な中で、コロナ禍における一時的な代替措置としてオンラインの実習を実施している。演習・実習科目（GCP650・649）は研究・研修の発表を中心としており、遠隔授業ではパワーポイントによる発表など、よりヴィジュアル性

に富んだ内容が期待されている。また、オンラインで実施されている実習が在来の対面実習と同等の質が担保されているかどうかについてアドバイザーである担当教員が領域代表と協議した上で承認することになっている。(評価の視点 2-20)

なお、通信教育は実施していない。(評価の視点 2-21)

○ 授業の方法の特色

日本語教育実践領域の専門科目を除き、全ての講義を英語で行っているため、国際言語としての英語の高度な活用については、日常的に指導している状況にある。

また、日本語教育実践領域においても、本研究科の共通科目については全て英語で提供しているほか、当該領域の専門科目の授業においては英語の資料等も多く利用しており、高い英語力を前提とした教育を行っている。

各領域における授業の方法の特色は、次のとおりである。

・ 英語教育実践領域

授業形態は、多くの科目において講義を伴うワークショップ形式を採用している。理論を実際の教材に照らし合わせて日本の英語教育環境にどのように適用しうるかという視点での授業展開を基本としている。

・ 日本語教育実践領域

教育実習を実践教育の要と位置付けており、基礎的な教室内授業の計画と運営、内省的に授業を振り返るスキルを学ぶ秋学期実習 (JLT650 (必修 3 単位)「日本語教育実践計画」、プログラムのデザインと運営にまで関わる冬期集中実習 (JLT651 (必修 3 単位)「日本語教育実践研究 (秋田)」)、学生がグループを組んで、授業の企画・実施、現地における調整等を全て自分たちで行う春学期海外教育実習 (JLT652 (必修 3 単位)「日本語教育実践研究 (海外) と修了論文」) は、特色あるプログラムといえる。コロナ禍における教育実習は遠隔教育という形態に変更になったが、デジタル・テクノロジーを駆使しての実習は日本語教師の力量を高めることになった。【添付資料 2-15】

・ 発信力実践領域

英語による討論、プレゼンテーション等を通じて、英語による発信能力を高めている。

同時通訳用ブースを備えた教室における通訳技能訓練 (GCP614「通訳技法Ⅱ」)、英語による模擬記者会見を通じた実践演習 (GCP642「国際広報学概論」、英文ニュース記事の作成演習及び添削指導 (GCP643「国際ジャーナリズム概論」)、実践的なコミュニケーション、メディアの研究調査手法をデータ分析方法などを交えて習得する GCP634 (選択 3 単位)「コミュニケーション研究調査法」などは特色のある授業方法といえる。【添付資料 2-16】

(評価の視点 2-22)

<根拠資料>

- ・ 添付資料 2-14：シラバス検索ウェブページ
- ・ 添付資料 2-15：シラバス（日本語教育実践領域において特色のある科目）
- ・ 添付資料 2-16：シラバス（発信力実践領域において特色のある科目）

項目 7：授業計画、シラバス（評価の視点 2-23～2-25）

<現状の説明>

○ 授業計画

授業時間帯、時間割等は、仕事との両立を目指し土曜日しか授業を受講できない学生や、2年未満での修了を目指す学生など、多様な学生のニーズに配慮して設定している。

英語教育実践領域においては、学校に勤務している教員の修学に配慮し、土曜日の科目開講を実施しており、土曜日の開講科目のみの履修により修了できる制度を設けている。【添付資料 1-7（6-7 頁）】

また、2年未満での修了を目指す学生に配慮し、早期修了するために履修が必要な科目の授業時間が重複しないよう、配慮している。（評価の視点 2-23）

○ シラバスの明示等

全ての科目についてシラバスを作成し、学内総合情報管理システム（ATOMS）を通じて学生に明示している。【添付資料 2-14】（評価の視点 2-24）

シラバスは、日本語教育実践領域科目以外の全ての科目において英語で作成している。留学生にとっても留学前の履修計画の際に重要な役割を果たすものであることから、国際的通用性に配慮し、シラバスの形式は全学で統一している。具体的には、各科目の教育目標、授業計画、評価基準、オフィスアワーなどの項目を当該システムのフォーマットに従って作成することとし、授業の内容・方法、使用教材、学期における授業計画等の項目に不足が生じないように配慮している。

各教員が作成したシラバスは、新規に開講する場合は、各領域代表の承認後、大学院運営委員会にて審議され承認を経たものを、既存の開設科目の場合は、各領域代表により点検され、承認を受けたものを、ATOMSを通じて各学期のアドバイジング・ウィーク開始前に学生に開示することとしており厳格に点検している。なお、初回の授業で学生に配付することとしている。

各科目は、原則として、シラバスに記載された予定表に即して進められている。シラバスの変更が生じた場合は、当該システムを通じて、各科目の担当教員が、履修学生に変更理由とともに提示している。なお、科目の概要、科目の目的及び評価方法については、領域代表の承認を経た上で変更することとしている。（評価の視点 2-25）

<根拠資料>

- ・ 添付資料 1-7：国際教養大学専門職大学院パンフレット 2022
- ・ 添付資料 2-14：シラバス検索ウェブページ

項目 8 : 成績評価 (評価の視点 2-26~2-28)

<現状の説明>

○ 成績評価の方法・基準等

成績評価の方法・基準等については、大学院学則第 24 条及び大学院履修規程第 16 条に規定しており、その内容のほか、大学院学則及び大学院履修規程の全文を学生便覧に掲載し、全学生に明示している。

成績評価の方法は、試験の成績、平常の成績、出席状況等の項目について総合的に判断することとしており、それぞれの科目に係る当該項目の配分については、シラバスにおいて明示している。(評価の視点 2-26)

成績は、学生の成績点に応じて A+~F までの 12 段階に細分化しており、各段階に付した評価点 (Grade Point) に基づき累積 GPA を算出し、これを学生の学修内容、理解度、進捗状況の目安としているほか、課程の修了要件の判断においても使用している。【添付資料 1-3 (第 24 条)、1-10 (15 頁)、1-11 (15 頁)、2-3 (第 16 条)】(評価の視点 2-27)

○ 成績評価の変更

成績評価の公正性・厳格性を担保するために、大学院履修規程第 19 条において、学生又は当該成績を付与した教員が成績変更を発議できる制度を整備している。

学生は、当該成績評価に不服がある場合、成績が付与された後 1 ヶ月以内に書面で担当教員に申し出ることにより、成績の変更を発議することができ、これを受けた担当教員が成績を変更するためには、その変更理由を明記した成績変更届を学長に提出することとしている。

また、学生は、発議された成績変更担当教員が同意しない場合又は変更された成績が公平ではないと判断した場合は、事務局教務課を通じて成績変更申請書を研究科長に提出することができることとしており、この場合、研究科長が担当教員と協議し、必要に応じて学生本人とも協議した上で、担当教員に対して成績変更が推薦されることとしている。ただし、担当教員はこの推薦に従う義務はない。

これらの手続等については、その内容及び大学院履修規程の全文を学生便覧に掲載し、全学生に明示している。なお、成績の分布状況は副学長 (教務担当) が一元的にモニタリングし、必要に応じて領域代表や教員と協議を行う。【添付資料 1-10 (17 頁)、1-11 (17 頁)、2-3 (第 19 条)】(評価の視点 2-28)

<根拠資料>

- ・ 添付資料 1-3 : 国際教養大学大学院学則
- ・ 添付資料 1-10 : 学生便覧 (2021SP Akita International University Graduate School Student Handbook)
- ・ 添付資料 1-11 : 学生便覧 (2021FA Akita International University Graduate School Student Handbook)
- ・ 添付資料 2-3 : 国際教養大学大学院履修規程

項目 9 : 改善のための組織的な研修等 (評価の視点 2-29~2-33)

<現状の説明>

○ 授業の内容及び方法の改善のための研修、研究等

大学院全体で、教員による相互の授業観察、領域代表による授業観察及びこれらに基づく教員への指導・助言が行われており、授業改善のためのフィードバックが年間を通して得られる環境を整えている。

領域代表の授業に関しては、副学長が授業観察を行い、指導・助言を与える新たな取り組みを 2016 年度から実施している。

また、学生による授業評価 (27 頁「学生による授業評価の実施」参照) の結果に基づいて、領域代表が各教員と面談し、授業改善のための方策を検討するシステムとしている。

さらに、大学院に焦点を当てたファカルティ・ディベロップメント (以下「FD」という。) に携わる組織として、2018 年 2 月に本学大学院 FD 委員会を設置した。【添付資料 2-17、2-18】

改善の事例としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により 2020 年度に導入したオンライン授業について、領域代表による授業観察や学生の授業評価、項目 6 に記載した学生アンケートの結果から学生間のコミュニケーションの増加やストレスマネジメント等の課題を抽出し、大学全体で FD 等に取り組み、教員の ICT スキルや授業の組み立て方を改善した結果、2021 年度の授業評価において、オンライン授業についても学生の評価が向上した。

【添付資料 2-19、2-20、2-21】

各領域における研修及び研究の実施状況並びに実務上の知見の充実及び指導力向上に向けての取り組みは、次のとおりである。

・ 英語教育実践領域

小学校、中学校、高等学校その他の学校における英語教育に係る実務経験を有する教員を配置しているが、教育現場の状況の変化に対応するため、各々の教員が、これらの学校を、年間を通じて訪問し、授業観察を実施している。また、当該訪問の際に、授業実践に対する指導・助言の機会を持つことにより、教育現場の問題点や改善点を把握できるよう努めている。

なお、これらの研修、研究等の成果は、教員免許更新講習や、本学が主催して提供している「ティーチャーズセミナー」(57 頁「外部機関との連携・協働等」参照) で現場の教員に還元している。

・ 日本語教育実践領域

文化審議会国語分科会が取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について (報告) 決定版」で示されている「日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容について」を基に、日本語教育実践領域の全科目の点検・評価作業を行い、開講科目の見直し並びに担当教員の学内研修を実施した。これによって開講科目間での関連性や結束性を高めることになった。

このような点検作業は、複数の教員によるチームティーチング体制を採用している。2 年次の教育実習及びアクション・リサーチの指導目標の可視化及び共有化に加え、アクション・リサーチやリフレクティブ・プラクティショナー (内省的実務家) 育成理論に関する

る統一的な理解が図られることになった。教員間の意志統一を図り、研鑽を積む取り組みは、本学大学院開設時から維持・継続されており、その成果は日本語教育やリフレクティブ・プラクティショナーに関する協働研究や協働執筆著作の発刊にもつながっている。(基礎データ (表4)「3 専任教員の教育・研究実績 II 研究活動」参照)

- ・ 発信力実践領域

大学全体の中で、学生による授業評価の結果が特に高い教員の授業を領域代表が観察し、高評価の要因を分析している。このような知見は、教員による相互の授業観察後又は学期末における学生による授業評価後の教員との面接における、指導・助言において活用している。加えて、テニユア教員間で毎月ミーティングを行い、発信力実践領域の教員が授業で活用できる研究の取り組みや教育的アプローチがないかを協議している。

(評価の視点 2-29、2-30)

- 学生による授業評価の実施

全ての科目について、原則として各学期の最終授業の際に、所定の様式を用いての学生による授業評価を実施している。マークシート方式による授業評価項目は、15項目とし、そのうち10項目は、当該科目を履修したことによって、各々の学生が達成できたことを測定する内容としている。残りの5項目は、授業の方法や教員の指導の質を測定する項目としている。そのほか、自由記述による質問を5問設けており、授業の方法等について学生から教員に提案できる形式をとっている。この評価様式は、従前は全て記述式としていたが、2015年度に、一部の設問を選択式に変更し、定量的に集計できるようにしたものである。

当該授業評価においては、学生が評価を記載する際は教員が退室するほか、学生が評価用紙を回収し、事務局へ提出することとしており、その集計結果は、教員が学生の成績評価を終えた後に、領域代表によって個々の教員に示されるとともに、個人面談が行われ、授業評価の結果を基にした授業内容、方法等の改善のための指導・助言が行われる。

領域代表自身の授業評価については、学長及び副学長が評価結果を共有し、毎年実施している教員業績評価の際の面談において、学長又は副学長から授業改善のための指導・助言が行われる。

また、年に一度提出が課せられる自己評価報告では、各教員が、自らの授業について振り返りを行い、自己評価することとなっており、この際にも面談を行い、授業改善に努めている。なお、領域代表については、副学長が同様に領域代表に指導助言を与えている。

この授業評価の結果については、2016年春学期分から、総合情報管理システム(ATOMS)に掲載して教職員及び学生への公表を行っている。なお、公表にあたっては、学生が評価の高い授業に集中する、教員が高評価を得るために指導を甘くし、又は授業のレベルを下げるなど、一般的に知られている授業評価の弊害が生じないように、研究科全体又は領域ごとに集計した結果の公表にとどめ、個々の授業に係る評価結果の公表は行っていない。【添付資料 2-19、2-20、2-22】

この授業評価の仕組み、評価様式等については、Faculty Personnel Policies に明記し、

これを大学の総合情報管理システム（A TOMS）に掲載して、全教員に対して周知している。【添付資料 2-23】（評価の視点 2-30、2-31）

○ 卒業時の教学調査

学部・大学院共に春又は夏に卒業・修了を控えた学生・大学院生を対象とした教学調査を実施している。この調査は、学生が初年次から卒業・修了時までの段階的なカリキュラムから獲得した学修成果、アクティブ・ラーニングや授業内外の自主学修の実態、さらにアカデミック・アドバイジング・システムの有用性など、本学が掲げる教育目標やディプロマ・ポリシーの達成度を多角的な視点で確認することを目的に実施されている。【添付資料 2-24】調査結果は、教育研究会議及び大学院運営委員会において事務局・学部長・領域長及び研究科長・領域代表と共有され、議論のうえ全教員に伝達される。その結果を基に、各領域及び各教員が持ち得る教育機会の中において積極的な改善に努めるよう促されるとともに、大学運営に反映される。

○ 専門職大学院教育課程連携協議会からの意見に基づく改善

2020 年度に開催した専門職大学院教育課程連携協議会では、実習を通じた産業界との連携や専門性を活かした修了生の就職実績について評価を受けるとともに、今後の取り組みとして、日本語教育実践領域に関しては、外国人の就労支援を行う団体や行政と連携した日本語学習機会の提供について、発信力実践領域に関しては、海外への発信や広報を強化したい国内企業や団体向けの研修事業の実施について提案を受けるなど有意義な議論が行われ、各領域において対応を検討した。

また、2021 年度は前年度に提案があった日本語学習機会の提供として、技能実習生等外国人への日本語教育充実を目的に、本大学院と岩手県・秋田県・山形県の大学・関係機関の 7 者で締結した「なか東北」連携協定等を説明した後に、今後の取組として、大学院の学修内容をより明確に発信することにより、企業をはじめとした外部との連携が生まれ、教育の充実につながるのではないかと提案を受けた。（評価の視点 2-32）

<根拠資料>

- ・ 添付資料 2-17：国際教養大学教員研修規程
- ・ 添付資料 2-18：国際教養大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会設置要綱
- ・ 添付資料 2-19：2021 年 5 月 27 日開催 第 111 回専門職大学院運営委員会資料（2020 年度秋学期授業評価結果）ならびに議事録
- ・ 添付資料 2-20：2021 年 10 月 20 日開催 第 115 回専門職大学院運営委員会資料（2021 年度春学期授業評価結果）ならびに議事録
- ・ 添付資料 2-21：2020-2021 年度 F D 実施記録
- ・ 添付資料 2-22：授業評価様式
- ・ 添付資料 2-23：AIU Faculty Personnel Policies (Spring 2019)
- ・ 添付資料 2-24：2020 年度 Exit Survey on Academic Matters Graduate School

(3) 成果

項目 10：修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用（評価の視点 2-34～2-35）

<現状の説明>

○ 修了者の進路状況等の把握及び公表

修了者の進路等については、各領域において学生への就職支援を行う教員又はキャリア開発センターが把握することとしており、その情報を基に、本学ウェブサイトにおいて職業別・産業別就職者数等を公表しているほか、大学院案内では領域ごとに修了生の主な進路を掲載している。【添付資料 1-7（11、15、19 頁）、2-25】（評価の視点 2-34）

○ 教育成果の評価及びその活用

各領域における教育成果、その結果に基づく教育内容・方法の改善は次のとおり。

・ 英語教育実践領域

就職を志望する修了生は、これまでその全てが希望する職に就いている。

教員採用数の減少により就職が困難になる中、大学院の教育課程外で教員の資質を高めるための活動を推進している。具体的には、教員採用試験で問われる教育問題の討論や模擬授業の実施などを通年で行うことにより良好な教育成果を挙げている。また、修了生が就職した学校から修了生の勤務状況についての情報等を可能な限り得るよう努めており、在学生の指導に活用している。

・ 日本語教育実践領域

現在、1 期生から 12 期生までの修了生のうち 55%が、日本を含む世界各地で日本語教師として日本語教育に従事している。その他 15%が、語学・文化教育の分野に就いている。

進路状況の把握は、年に一度、修了生全員に一斉メールを送り、進路状況のアップデートに努めている。

本学の海外提携大学を中心に、修了生が就職した教育機関から、修了生の勤務状況の情報を得ており、何らかの改善が必要な場合は、次に派遣する修了生に対し特別指導を施すなどの支援策を講じている。特に、海外の教育実習先や派遣先からの意見は、実習指導に際して重視しており、実習指導に随時改善を加える工夫をしている。

また、毎年修了間近の学生に出口インタビューを実施し、プログラムへの忌憚ない意見を収集し、改編すべき事項は直ちに教員間で情報交換を行い、教育内容・方法へ意見を反映するように努めている。

・ 発信力実践領域

発信力実践領域の場合、国際的に活躍することができるメディアスペシャリスト、ジャーナリスト、ビジネスマン（特に対外広報、組織内広報関係）を養成することを目指している。これらの職業は一般公募される職種ではなく、多くの場合は、例えば、総合職等の大きなカテゴリーで採用され、その後の職業経験を積むことにより到達しうる職種であるため、教育

成果を就職先のみで測定することは困難である。そのため、修了生の就業状況を追跡し、長期的に教育成果を測定するように努めている。

修了生との継続的なコミュニケーションを維持し、修了生のその後の動向を把握するとともに、それぞれの職場における業務の特性、配置転換の実情などの情報を得て、教育方法、修学指導等の改善に活用している。

また、卒業時の教学調査において、ディプロマ・ポリシーで定める3つの能力を達成したかどうかを問う設問を設けており、2020年度修了生の7割以上が達成したと回答しており、固有の目的に則した教育成果を挙げられていると考えている。【添付資料 2-24】(評価の視点 2-35)

<根拠資料>

- ・ 添付資料 1-7：国際教養大学専門職大学院パンフレット 2022
- ・ 添付資料 2-24：2020年度 Exit Survey on Academic Matters Graduate School
- ・ 添付資料 2-25：国際教養大学ウェブサイト（大学概要>数字で見る国際教養大学>2020年度専門職大学院卒業者 28名）

【2 教育内容・方法・成果（項目3～10）の点検・評価（長所と問題点）】

○ 長所といえる事項

本学大学院における授業は、少人数とし、日本語教育実践領域の専門科目を除き、全て英語で実施している。また、日本語教育実践領域においても、本研究科の共通科目については英語で提供するなど、高い英語力を前提とした教育を実施している。これは、本学大学院が養成する高度専門職業人に必須となる国際的なコミュニケーション能力の獲得に資するものであり、ひいてはグローバル社会の要請に応えるものである。また、専門職学位課程の本質である「理論と実践の架橋」に鑑み、講義による理論の修得に加えて、討論、演習等を重視しているほか、教育課程の編成において、実習（インターンシップ）を含む科目を中心に据えており、本学大学院の固有の目的に即した、高い教育効果を達成できるようにしている。

さらに、学生に対する履修指導、相談体制については、学生一人ひとりにアドバイザーとして教員を配置しており、きめ細かい履修指導、研究指導、就職支援等を行い、その教育効果を高めている。

これらの取り組みの結果、各領域における高い専門性と英語による職務能力を身に付けた修了生は、国内外の教育現場を中心に、それぞれの専門性を活かすことができる分野に就職している。【添付資料 1-7（11、15、19頁）、2-25】

また、成績評価においては、GPAを採用し、これを学生の学修内容、理解度、進捗状況の目安とするほか、修了要件の判断において使用することで、国際的な教育の質を保証している。

多様な修学ニーズへの配慮として、プレ・グラデュエート・ステューデント制度により入学前の研修活動や科目履修を可能とし、9月入学者に対して入学前の期間を有効に活用できることとしているほか、英語教育実践領域においては、現役の英語教員等の修学に配慮して、土曜日開講科目のみの履修で課程を修了できる制度を設けている。【添付資料 2-26】

また、発信力実践領域においては、留学生の比率が他領域よりも高い特性に鑑み、外国人から見た日本の姿を発信する実践的な機会を提供することに注力している。具体例としては、Japan Times や Tokyo Weekender といった英語メディアに働きかけ、学生が取材して仕上げた記事を実際に紙面（誌面）で出版するという取り組みをしている。

<根拠資料>

- ・ 添付資料 1-7：国際教養大学専門職大学院パンフレット 2022
- ・ 添付資料 2-25：国際教養大学ウェブサイト（大学概要>数字で見る国際教養大学>2020 年度専門職大学院卒業者 28 名）
- ・ 添付資料 2-26：プレ・グラデュエート・ステューデント制度利用実績（2017 年度～2021 年度）

【2 教育内容・方法・成果（項目 3～10）の将来への取り組み・まとめ】

○ 教育内容・方法及びその改善への取り組み

本学グローバル・コミュニケーション研究科は、専門職学位課程として、各領域それぞれの専門分野に必要な理論の修得とその実践を支える科目群を体系的に編成しており、講義による理論・知識の修得に加え、討論、演習等を通じての実践への応用が全ての科目において行われているほか、いずれの領域においても、職業現場を見据えた実習（インターンシップ）を含む科目をカリキュラムの中心に据え、講義における理論的枠組みを現場で実践させることで、その修得と深化を図っている。

授業については、領域代表による授業観察、教員相互による授業観察等のほか、全ての科目について定期的に学生による授業評価を実施し、これらの結果を踏まえ、授業の内容及び方法を改善する仕組みを運用しており、教育の質の向上を図り、本学大学院の固有の目的に即した高い教育効果を達成するためにも、これらの取り組みを今後も継続していく。

なお、学生による授業評価については、評価様式の設定を適宜見直すなど、より適切な評価を実施できるよう改善を続けるほか、その評価結果の公表を継続することで授業内容等の改善意識を高めるとともに、評価結果をFD（ファカルティ・ディベロップメント）における参考資料として活用するなど、一層の活用を図っていく。

学部・大学院共に春又は夏に卒業・修了を控えた学生・大学院生を対象とした教学調査を引き続き実施し、その結果を基に、各領域及び各教員が持ち得る教育機会の中において積極的な改善に努める。

○ 教育成果と社会（出口）との連携

専門職大学院であるため、専門職への就職の達成度で教育成果を測ることを旨とし、この結果を基に教育内容・方法の改善に活用するとともに、社会（出口）との連携を強化することで、教育課程編成や教育内容へ反映している。（外部との連携内容は、57 頁「外部機関との連携・協働等」参照）

○ 学生への履修指導・支援体制

大学院生は入学前の経験や修得知識が様々であるほか、外国人や仕事を有しながら修学する者がいるなど、その状況やニーズが多様であるため、それぞれの学生に適したアドバイザ

一を配置し、学生一人ひとりの状況に応じたきめ細かい指導・支援を実施しており、今後も、学生の希望を尊重しながら、学生とアドバイザーとの丁寧なマッチングを継続していく。

○ 様々な修学ニーズへの対応

社会人その他の多様な入学志願者に対して、広く学修の機会を提供するため、土曜日に開講する科目の履修のみで課程を修了できる制度を設けている（英語教育実践領域）ほか、早期修了希望者に配慮したカリキュラム編成、プレ・グラデュエート・ステューデント制度による入学前の科目履修などを実施しており、今後も多様な修学ニーズに応えるとともに、これらの制度・取り組みを活用していくためにも、大学院案内、本学ウェブサイト等を活用した一層の周知を行っていく。

3 教員・教員組織

項目 11：専任教員数、構成等（評価の視点 3-1～3-11）

<現状の説明>

○ 専任教員の数、構成等

本研究科の専任教員数は、2021 年 5 月 1 日現在、教授 5 名（うち 2 名みなし専任教員）、准教授 6 名、助教 1 名の合計 12 名であり、このうち 8 名の実務家教員を配置しており、専任教員数、教授数及び実務家教員数について、いずれも法令上の基準を満たしている。【添付資料 3-1】（評価の視点 3-1、3-2、3-4）

専任教員の採用にあたっては、教員組織の編制方針（34 頁「教員組織の編制方針」参照）に基づき、年齢構成及び性別のバランスやグローバル・コミュニケーション分野の特性に応じた多様性に配慮しており、当該専任教員に係る年齢構成等は、次のとおりとなっている。（評価の視点 3-10、3-11）

<本研究科の専任教員の年齢構成等>

40 代：女性 1 名、男性 2 名

50 代：男性 5 名

60 代：女性 1 名、男性 3 名

また、当該専任教員は、各領域及び担当科目において必要とされる専攻分野について、高度な学術上の業績を有する者、教育現場において長年にわたる優れた教育経験がある者、高度の技術及び技能を有する者、専攻分野について特に優れた知識及び経験を有する者で構成しており、教育上の指導能力も高い。（評価の視点 3-3）

当該専任教員のうち実務家教員は、英語教育実践領域においては、小学校、中学校、高等学校又は大学における 5 年以上の英語教育経験、日本語教育実践領域においては、大学その他の教育機関における 5 年以上の日本語教育経験、発信力実践領域においては、マス・メディアや企業の広報部門等における 5 年以上の実務経験をそれぞれ有するとともに、各実践領域分野に係る高度な専門的知識及び実務能力を有する者としており、本研究科では、英語教育実践領域の 3 名、日本語教育実践領域の 2 名、発信力実践領域の 3 名の教員が実務家教員である。（評価の視点 3-5）

みなし専任教員（2 名）については、法令で置くことができる範囲内（2 名以内）であることから、適切な配置である。また、担当する授業の単位数は 6 単位以上であり、アドバイザーを担当するほか FD への参加等を通して、教育課程の編成その他組織の運営について専任教員と同様の責任を担っている。（評価の視点 3-6）

なお、専任教員は、グローバル・コミュニケーション実践研究科に限り、専任教員として取り扱われている。（評価の視点 3-7）

○ カリキュラムの中核をなす基本的な科目への教員の配置状況等

各領域における科目への教員の配置状況については、次のとおりである。

- ・ 英語教育実践領域

現在、全ての科目を専任の教授又は准教授が担当している。英語教育実践領域では、理論を重視する科目と実践を重視する科目の間に隔たりを設定せず、全ての専門科目において理論と実践の架橋を議論する構成となっている。

- ・ 日本語教育実践領域

日本語教育文法、第二言語習得理論、日本語教授法といった日本語教育の必須理論となる基礎的な科目は全て教授又は准教授の専任教員が担当している。特に、必修科目となる2年次の実習科目は、教授及び准教授の4名の専任教員が一つのチームとして指導にあたっている。なお、音声学については専門職大学院設置基準による必要教員数を考慮しつつ、大学院運営会議での開講科目と担当教員の検討を経て、学部専任教員を大学院兼任教員として配置している。

- ・ 発信力実践領域

発信力実践領域の場合、養成する職種が複数にわたるため、それぞれの職種において重要と考えられる科目を全て専任教員が担当することは困難な状況にある。しかしながら、それぞれの職種や職業分野に適した兼任教員、客員教授、非常勤講師を配置していることは、充実した教育の質の保証において重要な措置であると考えられる。

なお、兼担・兼任教員が科目を担当する場合は、各領域代表が大学院運営委員会に諮り、審査・承認を経ることとなっている。【添付資料 3-2】その際、当該兼担・兼任教員の学位、職階、高等教育における職歴、現職のワークロードとスケジュール等に鑑み、配置を決定する。兼任教員の場合は過去の教員評価等、パフォーマンスも加味し決定する。（評価の視点 3-8、3-9）

< 根拠資料 >

- ・ 添付資料 3-1：必要専任教員数算出根拠
- ・ 添付資料 3-2：国際教養大学大学院運営委員会規程

項目 12：教員の募集・任免・昇格（評価の視点 3-12～3-13）

< 現状の説明 >

- 教員組織の編制方針

本研究科では、専門職学位課程として、当該専門分野に係る幅広い知識や実践力を養うとともに、その教育効果を効率的に実現するため、次の方針に基づき教員組織を編制している。

- ① 法令上の基準に照らし、必要な教員数（7名）、教授数（4名）及び実務家教員数（3名）を、研究科全体として確保すること。
- ② 各領域のカリキュラムに係る必要かつ十分な資質を有する研究者又は実務家を配置すること。
- ③ 研究業績、実務経験及び学位によって教授、准教授、助教、講師の職階や年齢構成

をバランスよく配置すること。

- ④ 外国人専任教員や女性教員を一定数確保すること。
- ⑤ 中核となる重要な科目については専任教員を置くほか、選択科目には客員教授、非常勤講師、学部との兼任教員等を配置して、学生の学修の幅を確保するとともに、履修の利便性を図ること。

2021年5月1日時点の教員組織の編制状況は、33頁「専任教員の数、構成等」で述べたとおりであり、当該編制方針に即している。(評価の視点 3-12)

○ 教員の募集・採用

大学院の教員の募集・任免・昇任等に関する基準及び手続きは、教職員就業規程、教員採用及び昇任規程、教員の任期に関する規程、テニユア契約に関する規程等において規定している。【添付資料 3-3、3-4、3-5、3-6、3-7】

教員の採用に係る事由が生じた場合には、教員採用及び昇任規程により、学長は教員採用選考委員会（以下「選考委員会」）を設置する。選考委員会は、学長、副学長、採用教員が所属する領域の代表及び所属教員1名、その他学長が指名する者により構成され、委員長は学長が務めている。その他学長が指名する者としては、通常の場合、財政・人事の管理の面から常務理事又は事務局長が委員となる。

選考委員会では、当該採用される教員の専門性、担当すべき科目、職階、募集方法と選考の基準等、採用にあたって必要な事項を協議する。高度な学術性と実践性に鑑み、候補者の選考にあたっては、その両面の基準が一層明確なものとなる。職業現場に関連した理論の修得とその実践を念頭におき、実際に現場で直面しうる問題の解決を重視した授業を展開していることから、国内外の最前線で重要な役割を果たしてきた指導者などを教員として採用し、より実践的な教育を提供できるようにしている。【添付資料 3-4（第2条）】

募集にあたっては、海外でも活用される媒体に英語の募集要項を掲示し、学位、専門分野における研究実績のほか、高等教育機関において英語で教えた経験、熱意、協力的姿勢など、必要な能力と資質を明文化し、専門分野や担当科目を明示している。【添付資料 3-8】

後述のとおり、本学の教員雇用は有期雇用であるが審査を経てテニユア化できるシステムとなっており、テニユアトラックとして募集するところが若い応募者には魅力となっている。募集の締め切り後、選考委員会は書類選考に続いてオンライン面接により選考を重ね、最終面接対象者を3人程度まで絞る。最終面接者は、居住地に関わらずキャンパスに来てもらい、本学の学生を対象とした模擬授業と面接を設定する。海外からの候補者も多数いることから、会食やキャンパスツアー等を通じて関係する教職員との接点を設け、本学で働き秋田で生活することの具体的なイメージを持ってもらうことにより、ミスマッチを防いでいる。ただし2020年度は新型コロナウイルス感染防止の観点より、オンラインによりこれらを実施した。審査に合格した候補者に対しては、職階や年俸等の条件を提示し、必要に応じて交渉を経たうえで、雇用契約の締結を行う。

以上のように、本学の教員採用活動は入念なステップを踏みつつも、グローバル・スタンダードに即した透明性のあるものとし、加えて本学の職場としての魅力や将来のキャリアアップへの展望を伝えることで、優秀な教員の確保に努めている。さらに、採用後、初年次から年度毎の教員評価の対象となるため、その評価結果をもって募集・選考の妥当性を振り返

り、以降の採用活動に活かすサイクルとなっている。【添付資料 3-4（第 3 条、第 4 条）】

○ 教員の任期及び昇任

教員の任期については、全ての教員を、1 年を超え 3 年以内（ただし、理事長が特にやむを得ない理由があると認める場合は 5 年以内の範囲）の任期で採用しているが、教員の業績評価に基づき 2 回までの契約更新（最長 9 年）ができることとしている。また、優れた教員を確保し、教員及び本学の教育研究活動の一層の充実を図るため、テニユア制度を設けており、審査により承認された教員については定年までの継続雇用としている。なお、2021 年 5 月 1 日時点でテニユア契約を締結している教員は 6 名である。【添付資料 3-3（第 5 条第 3 項から第 6 項まで）、3-5、3-6、3-7】また、教員の解雇については、教職員就業規程に規定する基準及び手続に基づいて行うこととしている。【添付資料 3-3（第 18 条）】

教員の昇任については、教職員就業規程において、業績や職務遂行能力の総合的な評価により行うこととしている。【添付資料 3-3（第 11 条）】また、教員採用及び昇任規程では、それぞれの職階に必要な教員の業績、能力等（別表 1「教員の資格」）及び昇任に係る基準（別表 2「昇任基準」）を規定しており、当該昇任の審査にあたっては、学長、副学長、当該教員の所属長等により構成される教員昇任審査委員会において、当該昇任審査に係る教員の業績評価の結果並びに「教員の資格」及び「昇任基準」に基づいて協議し、その結果を大学経営会議に諮り、昇任を決定している。【添付資料 3-4（第 5 条、第 6 条）】（評価の視点 3-13）

<根拠資料>

- ・ 添付資料 3-3：国際教養大学教職員就業規程
- ・ 添付資料 3-4：国際教養大学教員採用及び昇任規程
- ・ 添付資料 3-5：国際教養大学の教員の任期に関する規程
- ・ 添付資料 3-6：国際教養大学テニユア契約に関する規程
- ・ 添付資料 3-7：任期制における教員の再任の基準について
- ・ 添付資料 3-8：大学院教員募集要項（発信力実践領域）

項目 13：専任教員の教育研究活動等の評価（評価の視点 3-14～3-15）

<現状の説明>

本学では、全ての専任教員に対し、業績主義に基づく評価を実施し、その評価結果は、職務遂行の改善、次年度の年俸の決定、昇任や再契約の判断、テニユア契約に関する審査等に活用している。

評価の期間は、原則として、各年度の 4 月から 3 月までとしており、「教育」、「研究」及び「社会と大学組織への貢献」の 3 分野について評価を行っている。

「教育」分野の評価においては、担当した授業の時間数、学生による授業評価結果、領域代表による授業観察評価などを、「研究」分野においては、学会における発表と出版物の量及び質を、「社会と大学組織への貢献」分野においては、各領域の運営への協力、本学における委員会活動、学生募集活動、地域連携活動等を考慮して、評価を行う。

評価の過程については、各領域代表が被評価者となる教員との面談により一次的な評価を行い、その結果について、理事長、副学長及び領域代表が協議し、最終評価を行う。この評価は、理事

長が大学経営会議に諮り、その審議を経て確定することとしている。

なお、評価の対象となる上記3分野の割合については、決められたレンジ内（教育 50～80%、研究 10～40%、社会・大学貢献 10～30%）で被評価者となる教員の強い分野に最大のウェイトを割り振るルールとしており、教育に重点を置く実務家教員の活動にも十分配慮したものである。【添付資料 2-23、3-9】（評価の視点 3-14、3-15）

<根拠資料>

- ・ 添付資料 2-23 : AIU Faculty Personnel Policies
- ・ 添付資料 3-9 : 国際教養大学教職員評価規程

【3 教員・教員組織（項目 11～13）の点検・評価（長所と問題点）】

○ 長所といえる事項

教員の募集は、常に国際公募とし、国内のみならず海外からも教育研究に対して熱意を持った優秀な人材を求めているほか、その選考・採用については、書類選考、模擬授業、面接等により慎重に採用候補者を決定しており、学術業績、実務経験、能力、人間性ともに優れた教員を確保している。また、当該国際公募により、一定数の外国人教員を確保しており、教員構成の多様性の確保につなげている。

教員評価においては、評価分野（「教育」、「研究」及び「社会と大学組織への貢献」）の配分について、領域代表との面談を通じてその割合を一定の範囲の中で決めることができるようにしており、教育に重点を置く実務家教員の活動にも配慮している。

○ 改善すべき事項

2021年5月1日時点で、女性の比率が低い（専任教員 10名中 2名）ことや、発信力実践領域に専任の教授が配置されていないことについて、改善が望まれる。（みなし専任教員を除く）

【3 教員・教員組織（項目 11～13）の将来への取り組み・まとめ】

本研究科においては、専任教員の数、構成等について法令上の基準を満たしているほか、兼任教員及び兼任教員を含めた教員組織については、教員それぞれが高い資質を有することはもちろん、年齢、国籍においてもバランスと多様性を確保しており、グローバル・コミュニケーション研究科の固有の目的に照らし、その教育研究活動にふさわしい編制としている。

また、教員の評価については、業績主義に基づく評価を実施し、その評価結果を職務遂行の改善、昇任、再契約の判断等に適切に活用しており、これを継続することにより、引き続き教員の資質の向上を図っていく。

新たな教員の募集については、2022年4月の施行に向け女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定作業を進めており、女性の雇用に対する改善を長期的に行う予定である。また、国際公募を継続し、今後とも、世界に優秀な人材を求めていきたい。

4 学生の受け入れ

項目 14：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施体制及び定員管理（評価の視点 4-1～4-8）

<現状の説明>

○ 学生の受入れ方針の設定及び公表

中期目標（2016年4月1日～2022年3月31日）において、大学院生の受け入れについて次のとおり示されている。【添付資料 4-1】

Ⅱ 教育研究に関する目標

2 多様な学生の確保

(3) 大学院学生の確保

グローバル社会における高度専門職業人を目指す人材を、有効な対策を講じて国内外から確保し、定員の充足を図る。

また、当該中期目標を達成するための措置を次のとおり中期計画に定めている。【添付資料 4-2】

Ⅱ 教育研究に関する目標を達成するための措置

2 多様な学生の確保

(3) 大学院学生の確保

- ① 大学ホームページやテレビ、新聞、雑誌などの各種メディアを通じた広報を推進する。
- ② 県外からの入学者を確保するため、新たに首都圏での大学院説明会・個別相談会等を積極的に行う。
- ③ 社会人学生を確保するため、県内英語教員に対する入学金免除制度や土曜開講、長期履修制度を実施する。
- ④ 本学学部から優秀な学生を確保するため、学内説明会等による周知・募集活動を実施する。

本学大学院では、入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）を次のとおり定め、学生募集要項に掲載しているほか、求める大学院生像を大学院案内、本学ウェブサイトにて日英両言語で明示している。【添付資料 1-5、1-7（4-5頁）、1-8（1頁）、1-9（1頁）、2-1】（評価の視点 4-1）

【アドミッション・ポリシー】

国際教養大学大学院の教育目標を理解し、国際社会での各分野での積極的な役割を果たせる高度専門職業人となるための教育課程に意欲をもって挑戦できる学力を有し、同僚学生と切磋琢磨するとともに協働により互いを高めあうことに喜びを感じることができる次のような学生を受け入れます。

主体的に学ぶ意欲が強く、鋭い問題意識を持つ次のような学生を求めます。

- 英語教育実践領域

グローバルかつクリティカルな視野を備え、国際コミュニケーション・ツールとしての英語の教育に貢献することを目指す人材

- 日本語教育実践領域

日本の文化や社会全般と日本語に関する深い興味を有し、世界で活躍する日本語教師を目指す人材

- 発信力実践領域

世界を総合的に観察することに関心を持ち、ジャーナリズム、パブリック・リレーションズ、ビジネスの分野で国際的に活躍することを目指す人材

広く優秀な人材を世界から求めるため、入学審査は厳格な書類審査（必要に応じ、面接）によって行います。

障害がある者など、修学上の特別な配慮を必要とする入学志願者については、希望する特別な配慮等について、事前の申出を求めており、これを基に、大学院運営委員会等において対応を協議し、受け入れの判断を行っている。

重度の医療体制が必要など、特段の理由がない限りにおいては、受け入れる方針としている。【添付資料 1-8 (7 頁)、1-9 (8 頁)】(評価の視点 4-6)

○ 学生の選抜基準・方法・手続

選抜方法は、国際的には一般的な選抜方法であるとの考えに基づき書類選考により行い、志願票、志願理由及び学修計画書、推薦状、語学力などを総合的に判断して選考している。具体的な方法・手続は、選考を各年度 3 回実施するとともに、9 月のみとしていた入学時期を、国内の他大学を卒業した学生が入学しやすいよう、2014 年 4 月から英語教育実践領域及び発信力実践領域において 4 月入学を実施している。

また、授業が英語で行われるため、学生が「受講に支障のない英語力を有する」必要があることから、英語力の基準を英語圏の大学の動向を勘案しながら、国際的に用いられる標準テストの基準点として定め明示している。

このうち、英語教育実践領域については、米国における大学の学部及び大学院の一部で採用している英語資格基準に合わせ TOEFL iBT® TEST 88 点を、日本語実践領域については、修了生が将来、英語圏で日本語教育を実践するという前提から、その際に必要となるである

う TOEFL iBT[®] TEST 71 点を、発信力実践領域については、英語で行われる授業を理解できる最低限の英語力として TOEFL iBT[®] TEST 79 点をそれぞれの基準としている。また、日本語教育実践領域においては、日本語を母国語にしない者に対して一定の日本語能力（日本語能力試験（公益財団法人日本語国際教育支援協会主催）1 級又は N 1）を求めている。【添付資料 1-8（4 頁）、1-9（4 頁）】

なお、英語力が十分ではない志願者については、本学国際教養学部の英語集中プログラム（EAP）で学修し、英語力の基準を満たした上で入学を受け入れる制度もある。【添付資料 1-7（6-7 頁）】

また、外国人も日本人同様に受け入れる体制を有しており、出願書類は英語で記入することとしている。ただし、日本語教育実践領域では高い日本語運用能力を要するため、日本語での出願書類も必要としている。

なお、年 3 回の選考の際に開催する合否判定会議時において、関係教職員により、入試結果、選抜方法、受験生の動向などについて検討を加えているところである。

以上により、本学の選抜方法・基準・手続きは、国際的な人材育成を目指す研究科のアドミッション・ポリシーとも合致している。（評価の視点 4-2）

これら出願要件及び選抜方法・手続については、学生募集要項、大学院案内及び本学ウェブサイトにおいて広く社会に公表しているほか、いずれも日英両言語で記載しており、外国人の受験者に対しても配慮している。【添付資料 1-7（22-23 頁）、1-8、1-9、4-3、4-4】（評価の視点 4-3）

入学者選抜は、提出された書類を基に、アドミッション・ポリシーとの一致、学部での学業への取り組み、英語力、本大学院に対する理解、将来の進路と学業の関連などを審査する。

また、入学後のミスマッチングを防ぐため、可能な限り、出願前に、教員との面談（ウェブ面談を含む）を行っている。（評価の視点 4-4、4-5）

なお、選考方法は書類審査のみであることから、障害のある者の受験については、特段の配慮は行っていない。（評価の視点 4-6）

○ 定員の管理

専門職大学院を設置した 2008 年以降、年間入学者数は平均約 20 人であり、定員（30 名）を充足するには至っていなかった。このため、2017 年から、SNS による積極的な情報発信、雑誌等への広告などを開始するとともに、専門職大学院所属教員自身が県内外での用務の機会を活用した広報活動に積極的に取り組んだことにより、各領域への潜在的志願者を有すると考えられる大学等への広報活動の展開につながった。

その結果、2018 年度は定員 30 名を上回る 34 名、また、2021 年度は 32 名が入学するなど、一連の広報活動の成果が表れ始めたものと評価している。【添付資料 1-3（第 5 条第 2 項）、4-5、4-6】（評価の視点 4-7）

○ 特色ある取り組み

欧米の多くの大学と同様に、入学選抜試験に代えて書類選考による選抜を実施しているほか、志願者には高い英語運用能力を求めている。留学生も日本人同様に受け入れる体制を有しており、出願書類は英語で記入することとしている。（日本語教育実践領域では高い日本語運用能力を要するため、日本語での出願書類も必要としている。）また、書類審査では、出願者が、グローバル人材としての意識を高く持っているかどうかを重視して選考にあたっている。

多様な学生を確保するため、選考は年3回（秋、冬、春）実施し、また、その入学時期は、海外の大学の卒業者の入学も見据えて、9月入学のみとしていたが、2014年度から、国内の大学を卒業した学生がより入学しやすいよう、英語教育実践領域及び発信力実践領域においては、4月入学も実施している。【添付資料1-7（22頁）】

なお、日本語教育実践領域においては修了生を海外の大学に派遣するという観点から9月入学のみとしているが、前述のとおり、プレ・グラデュエート・ステューデント制度により、入学前期間を利用した2科目6単位までの科目の履修又はギャップ・イヤー活動を認め、入学前の期間を有効に活用することが可能となっている。【添付資料1-9（1頁）】（15頁「他大学院で修得した単位等の認定」参照）

また、英語力が本学大学院の出願要件に達していない志願者についても、英語を集中的に学習することにより本学大学院における修学が可能であると判断された場合には、研究生として受け入れ、本学国際教養学部における英語集中プログラム（EAP）で学習し、英語力の基準を満たした上で、再出願できる研究生制度を設けている。【添付資料1-7（6-7頁）】（評価の視点4-8）

<根拠資料>

- ・ 添付資料1-3：国際教養大学大学院学則
- ・ 添付資料1-5：国際教養大学ウェブサイト（英語版）（Degree Programs>Graduate Program>Policies）
- ・ 添付資料1-7：国際教養大学専門職大学院パンフレット2022
- ・ 添付資料1-8：国際教養大学専門職大学院2022年度学生募集要項（4月入学）
- ・ 添付資料1-9：国際教養大学専門職大学院2022年度学生募集要項（9月入学）
- ・ 添付資料2-1：国際教養大学ウェブサイト（専門職大学院>3つのポリシー）
- ・ 添付資料4-1：公立大学法人国際教養大学中期目標（第3期（2016～2021年度））
- ・ 添付資料4-2：公立大学法人国際教養大学中期計画（第3期（2016～2021年度））
- ・ 添付資料4-3：国際教養大学ウェブサイト（専門職大学院>入試制度）
- ・ 添付資料4-4：国際教養大学ウェブサイト（英語版）（Degree Programs>Graduate Program>Admissions）
- ・ 添付資料4-5：入試状況（2017～2021年度）
- ・ 添付資料4-6：収容定員充足率（2019～2021年度）

【4 学生の受け入れ（項目 14）の点検・評価（長所と問題点）】

○ 長所といえる事項

年3回（秋、冬、春）の選考を実施しているほか、入学時期を4月及び9月（日本語教育実践領域は9月のみ）とすることにより、多様な学生の確保に努めている。

また、選考については、入学選抜試験を行わず、書類選考のみとし、特に海外からの出願者に配慮した選考を行っている。その結果、2021年5月1日時点における全学生に占める留学生の割合は52.9%となっており、学生の多様性につながっている。【添付資料 4-7】

さらに、英語運用能力が出願要件に達していない受験生に対しては、本学国際教養学部の英語集中プログラムで英語の運用能力を高めてから大学院に再出願できる研究生制度を設けることにより、より多くの受験生・入学者の確保と入学後のスムーズな授業への対応の支援に努めている。2017年度（前回の専門職大学院認証評価実施年度）以降に当該制度を利用して入学した学生数は、2017年度、2020年度に各1名ずつであった。

○ 改善すべき事項

本学ウェブサイトにおける広報活動、教員との面談、SNSによる情報発信等を通じて学生確保に努め、一定数の確保に向けた感触を得てはいるものの、その流れを一過性のものとしなため、引き続き入学定員及び収容定員の充足に向けた取り組みを継続していく必要がある。

<根拠資料>

- ・ 添付資料 4-7：外国籍を有する大学院学生数（2021年5月1日現在）

【4 学生の受け入れ（項目 14）の将来への取り組み・まとめ】

アドミッション・ポリシーやそれに基づく選抜基準・方針・手続等を適切に設定し、公表するとともに、入学者選抜を責任ある組織体制の下で、適切かつ公正に実施している。

本学大学院では、日本語教育実践領域の専門科目を除き、全ての授業を英語で行っているため、出願要件として領域ごとに英語力の基準を設定している。また、選抜方法は厳格な書類選考としているほか、海外の大学の卒業時期に合わせた9月入学を実施しており、現在の高等教育のグローバル・スタンダードに対応した入学者選抜方法・手続等を整備・運用している。さらに、年3回の選考や4月入学など、様々な修学ニーズに対応する施策を実施しており、今後もこれらを継続することにより、国内外から、多様で優秀な人材の確保に努めていく。

入学定員及び収容定員の安定的な充足に向けて、説明会の開催、民間事業者が運営する大学院生募集サイトへの参加、ウェブサイトの内容の充実、SNSの活用などにより、一層の広報活動等に努め、志願者の増加につなげていく。

また、英語運用能力が出願要件に達していない受験生に対する研究生制度を継続し、入学者の確保につなげる。

5 学生支援

項目 15：学生支援（評価の視点 5-1～5-8）

<現状の説明>

○ 学生生活に関する相談・支援体制

① 心身の健康に関する相談・支援体制

新入生オリエンテーションにおいて、全学生に対し、学生生活の支援全般について説明しているほか、事務局窓口において、学生支援担当職員が、随時、学生の相談・支援にあたっている。【添付資料 5-1】

健康面における相談・支援体制については、学内に保健室を設置し、看護師を常駐させており、健康相談のほか、病気や怪我等の応急処置を行っている。また、学期ごとの健康診断、毎年のインフルエンザ予防接種、随時に実施する健康教育（100 円補食、青空保健室、救急の日〔9月9日〕にあわせたメール配信等）を実施し、学生が健やかに生活を送れるよう支援している。

精神面については、カウンセラーが日英両言語でのカウンセリングセッションを実施し、メンタルヘルスや人間関係の悩みなど、様々な相談に応じている。【添付資料 1-7（22-23 頁）】

学業や人間関係などから生じる心身の問題については、様々な側面からのサポートが必要となるため、看護師及びカウンセラー等の専門職員と学生課職員は週 1 回のペースで情報共有を行い、連携しながら個別のケースに綿密かつタイムリーに対応している。また、事務局関係部署で必要に応じてミーティングを行い、健康リスクのある学生の確認や情報共有を通じて、ニーズのある学生に適切なサポートが漏れなく行きわたるよう努めている。

看護師及びカウンセラー対応以外の相談については、学生課が窓口となり随時アドバイスをを行っている。特に、学生生活の継続が困難な学生から休退学の相談があった場合は、アカデミック・アドバイザーとの面談という必須のステップの他に、学生課においても面談を実施し、本人の将来を見据えた上で、可能な支援の提示や情報提供を行い、迷いや不安のない判断ができるようサポートしている。

健康支援に関する情報提供については、日英両言語で書かれた「保健室だより」を定期的に学生・教職員へ配布し、感染症や季節によって起こりやすい病気等についての情報を周知している。同様に、日英両言語で書かれた Medical Guidebook を毎学期新入生に配布し、病状・病院情報・処方などの情報を事前に周知することで、学生一人ひとりが意識をもって自己の健康管理ができるよう努めている。【添付資料 5-2】

新型コロナウイルス感染症対策としては、専用のポータルサイトを開設し、必要な情報を遅滞なく提供している。また、計画的な PCR 検査やワクチンの職域接種を推進することで、学生がコロナ禍の中でも安全に過ごせるよう、キャンパスの環境整備に努めている。

② その他の支援体制

住居支援として、大学がキャンパス内に居住施設を設置しており、居住希望者については、応募・審査を経て、入居者を決定している。【添付資料 1-7（22-23 頁）】

（評価の視点 5-1）

○ 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制

ハラスメントの防止等に関する規程を制定し、教職員等の責務、ハラスメントの防止・対策に係る委員会の設置、相談員の設置、調査部会の設置等について規定している。

同規程に基づき、学内に、各種ハラスメントに関する申出及び相談を受ける相談員を設置しており、相談員は、男性、女性、日本人、外国人、教員、職員のバランスに配慮して任命している。また「ハラスメント相談の手引き」を作成し、新入生オリエンテーションで配付し、相談員に自己紹介させるなどして、一層の周知を図っている。【添付資料 5-3、5-4】（評価の視点 5-2）

○ 経済的支援についての相談・支援体制

経済的に困難な学生に対して、授業料減免の制度を設けているほか、本学独自の奨学金を整備しており、学生課の担当者が、これらの制度に関する相談や申請手続に対応している。

また、これらの支援に併せて、学外団体による貸与奨学金や各種の給付奨学金についての情報提供や申請の支援なども行っている。【添付資料 5-5、資料 5-6】（評価の視点 5-3）

加えて、2021 年度から修学継続支援奨学金、緊急支援奨学金を創設し、新型コロナウイルス感染拡大の影響も事由として含む、経済的に困窮した学生に対して、支援の拡充を図った。

○ 障害のある者に対する支援体制

障害のある学生については、学生の障害特性やニーズに応じて支援を行う体制を整えている。

障害のある者その他の修学上の特別な配慮を必要とする入学志願者については、申出書を提出させ、必要な配慮について検討している。【添付資料 1-8（7 頁）、1-9（8 頁）】

また、2016 年度に障害学生修学等支援規程を制定し、同規程に基づき、障害のある学生の修学等の支援について、実施計画を策定し、必要な事項を審議するため、学務部長を委員長とする障害学生修学等支援委員会を設置したほか、学生課内に修学・健康支援コーディネーターの配置、関係部署の担当職員により構成される障害学生修学支援グループの組織など、より組織的に障害のある学生の支援を実施する体制を整えた。【添付資料 5-7、5-8、5-9】

さらに、2019 年 4 月に前出の規程等を改正し、支援体制を整理しつつ、意思決定プロセスを明確にすることで、支援内容の決定から導入までを迅速に行えるようにした。支援の申請があった場合は、修学・健康支援コーディネーターが受理し、障害学生支援グループにて協議し、副学長や学務部長をはじめ教員と連携しながら適切な支援の実現につなげている。なお、支援は学期中いつでも申請、変更又は取り消しができる。支援を希望する学生数が増加し、ニーズも複雑化しているが、支援を受ける学生の主体性を重んじながら、障害特性を含めた「個」の確立とセルフアドボカシーを醸成するようサポートを行っている。（評価の視点 5-4）

○ キャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制

一般企業への就職希望者については、学部生と同様に事務局キャリア開発センターにおいて就職支援・相談を行っているが、英語教員、日本語教員等の本研究科に特有の職業につい

ては、その特殊性や多様性に鑑み、各領域で独自に対応する体制としている。

なお、キャリア開発センターに大学院生を対象にした求人等があった場合には、各領域代表とその情報を共有している。

各領域におけるキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制は、次のとおりである。

- ・ 英語教育実践領域

多くの学生の進路希望先が、公立又は私立の中学校又は高等学校であるため、希望する校種に合わせて相談に応じている。また、留学生や、中等教育以外への就職を望む者についても同様に個別に対応し、指導している。中等教育における教員採用数が年々減少していることから、教員採用試験の対策をする取り組みを課外で実施しており、その総時間数は年間 100 時間を超えている。

また、近年外国人学生が増加傾向にあるため、教員免許取得に関連した助言指導を強化している。また、入学直後に留学生に特化したガイダンスを実施し、日本国内で教職に就くために必要な準備について早期に情報を提供している。特に高等教育機関への就職を希望する外国人学生に対しては、学会発表など研究活動についての指導を強化している。

- ・ 日本語教育実践領域

日本語教育界では、即戦力となる教員が求められるため、実務経験のない者は日本語教育機関への応募が難しいという現実がある。そのため、日本語教育実践領域では修了生のために 1 年間の非常勤講師としての勤務先を開拓しており、現在、オーフス大学（デンマーク）、開南大学（台湾）にそれぞれ毎年 1～2 名の修了生を派遣しているほか、ベオグラード大学（セルビア）に客員講師として修了生を 2 年間派遣している。また、修了生からの紹介や情報を得るために、毎年 7 月に世界各地で活躍している修了生を招いて研究会を開催しているほか、日本国内の日本語教員就職セミナーの案内や募集情報は、随時、学生に電子メール等で提供しており、就職相談も常時受け付けている。2 年次には秋と冬に進路希望調査を実施し、希望とおりの進路に進めるよう、4 人の教員が協力して指導にあたっている。また、2020 年には、オンライン会議の普及に伴い、年に一度、修了生と在大学生がオンライン上で一堂に会し、各国の日本語教育事情を情報交換し合う、オンライン同窓会が発足しており、在大学生、修了生の双方にとって、多様なネットワークに繋がる体制が更に充実した。

加えて、世界各地の教育機関の日本語科教員らとも連絡を取り合っており、修了生の就職先を確保すべく国際交流基金や国際協力機構などの公的機関との連携も深めるべく鋭意努力している。

- ・ 発信力実践領域

求人情報及びインターンシップ募集情報を、随時、学生に提供している。

就職に関する学生からの相談については、原則として、領域代表が窓口となり、相談内容に合った教員や知人を紹介するなど、指導にあたっている。2 年次に必修の実践研究と共に課されている実習（インターンシップ）そのものが、職業機会に繋がることも多いため、学生の自助努力の他、領域内の実務家教員が持つネットワークを活かして実習先を探して

いる。

Facebook に当実践領域の活動を紹介する専用ページを設けているが、卒業生が現在従事している職業と最新の活動状況について紹介する欄を 2021 年初頭に設けており、随時更新または参加者の追加を行っている。また、同ページに寄稿した卒業生を中心として、オンライン「キャリア紹介」イベントを行っている。個々の卒業生にゲストとして登場してもらい、現役生に就職に至った経緯や職探しの方法などを紹介してもらい、最後は質疑応答を交えながら現役生と交流を深めている。

(評価の視点 5-5)

○ 留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制

① 留学生を受け入れるための支援体制

事務局職員については、原則として、一定水準以上の英語能力を採用条件としており、留学生からの相談等に対して日英両言語で対応できる体制を整えている。また、学生生活に関する各種書類、学生への連絡文書、掲示物等についても英語で作成しているほか、留学生の入学に際しては、当該職員が、在留カードや住民登録等に係る手続などの支援も行っている。

また、留学生については、大学が運営する学内居住施設（学生宿舎）への入居を優先的に認めている。(43 頁「学生生活に関する相談・支援体制 ②その他の支援体制」参照)

② 社会人学生を受け入れるための支援体制

職業を有しながら修学する社会人学生等が、その申出により、標準修業年限である 2 年を超える一定の期間にわたる計画的な履修（長期履修）を認められた場合において、当該 2 年を超える期間に係る授業料を減免できることとしている。【添付資料 1-3（第 11 条第 2 項）、5-5（第 4 条第 1 項第 5 号）】（評価の視点 5-6）

○ 学生の自主的な活動、同窓会組織等への支援

学生の自主的な活動への支援として、国際会議、各種研究発表会、多くの大学生が集まる交流研究会等への参加を支援する本学独自の給付型奨学金「アンバサダー奨励金」を設けている。その周知については、新入生オリエンテーション、全学生への電子メール、本学ウェブサイトへの情報掲載等により行っている。また、日本語教育実践領域では、年に一度、各国の日本語教育事情を情報交換し合うオンライン同窓会が開催され、修了生と在学生在が交流している。【添付資料 5-1、5-6】英語教育実践領域においては、大学院修了時に SNS のグループに招待し、修了生間のコミュニティを形成する援助をしている。2020 年度には、このグループの有志から、修了後授業の開催のアイデアが出され、教育現場に着任した後に遭遇した困難や、個々の取り組みについて共有し、英語教育理論に基づいた考察をするオンライン授業を 2 度開催した。この取り組みは、土曜日を中心に継続していくこととしている。発信力実践領域においては、毎年 11 月に学部在籍する交換留学生（欧州、アジア、北米などの提携先大学からの留学生）を主な対象とした、大学院修士課程としての本領域のプロモーションイベントを開催しており、同領域に在籍する学生がイベントの企画、宣伝、運営など全てを担っている。こうしたイベントを通じて、企画・宣伝活動の実体験を積むと同時に、

発信力実践領域の学生としての意識覚醒と同胞意識の芽生えの効果が観察されている。これまで多数の留学生が参加しており、また同企画を促進するためにイベント開催の費用を補助している。なお、2020 年以来コロナ禍において同イベントは一時休止している。(評価の視点 5-7)

○ 学生支援の特色

学生の健康面における相談・支援については、常勤の看護師が健康相談、病気や怪我等の応急処置を担っているほか、毎年の予防診断や感染症予防接種、健康相談を全学生向けに行っている。加えて、外国人など多様な学生が在籍していることを鑑み、定期的に発行する「保健室だより」や Medical Guidebook を日英両言語で発行し、自己による健康管理を支援している。また、学生の心身の問題については看護師及びカウンセラー等の専門職員と学生課職員は週 1 回のペースで情報共有を行い、連携しながら個別のケースに綿密かつタイムリーに対応している。

キャリア形成、進路選択等については、事務局キャリア開発センターにおいて就職支援・相談を行っているほか、英語教員、日本語教員等の本研究科に特有の職業については、その特殊性や多様性に鑑み、各領域で独自に対応する体制が整えられている。

そのほか、相談体制の整備等による各種ハラスメントへの対応、授業料減免や本学独自の奨学金の整備等による経済的支援など、学生の問題に迅速かつきめ細やかに対応できる体制を整えている。(評価の視点 5-8)

<根拠資料>

- ・ 添付資料 1-3：国際教養大学大学院学則
- ・ 添付資料 1-7：国際教養大学専門職大学院パンフレット 2022
- ・ 添付資料 1-8：国際教養大学専門職大学院 2022 年度学生募集要項（4 月入学）
- ・ 添付資料 1-9：国際教養大学専門職大学院 2022 年度学生募集要項（9 月入学）
- ・ 添付資料 5-1：新入生オリエンテーションスケジュール（2021 年度春入学・秋入学）
- ・ 添付資料 5-2：Medical Guidebook 2021
- ・ 添付資料 5-3：国際教養大学におけるハラスメントの防止等に関する規程
- ・ 添付資料 5-4：AIU Harassment Prevention Flier
- ・ 添付資料 5-5：国際教養大学における授業料等取扱規程
- ・ 添付資料 5-6：国際教養大学ウェブサイト（国際教養学部>学費・奨学金）
- ・ 添付資料 5-7：国際教養大学障害学生修学等支援規程
- ・ 添付資料 5-8：国際教養大学障害学生修学等支援委員会規程
- ・ 添付資料 5-9：国際教養大学ウェブサイト（キャンパスライフ>障害のある学生の修学支援）

【5 学生支援（項目 15）の点検・評価（長所と問題点）】

○ 長所といえる事項

学生の生活及び修学に関する相談・支援については、英語対応ができる職員の配置、日英両言語による各種資料の作成等により、外国人学生についても言語面での不便がないよう配慮している。

また、看護師、カウンセラー及び学生支援担当職員が連携し、個々の学生の状況に応じたきめ細かいケアと、学生の問題への迅速な対応ができる体制を整えている。

さらに、2016年度には、障害がある学生の修学等に対する支援を強化するため、「修学・健康支援コーディネーター」を設置したほか、障害学生修学支援グループを組織するなど、組織的な支援体制を整えた。

【5 学生支援（項目15）の将来への取り組み・まとめ】

本学大学院には、外国人、社会人などの多様な学生が在籍しているほか、その約半数がキャンパス内に居住しているため、生活全般に係る相談も多く、それぞれの状況に応じた多様なニーズへの柔軟な対応が必要となっている。

学生生活全般に関する相談・支援については、学生課の職員が、看護師及びカウンセラーと連携を取りながら、個々のケースに応じてきめ細かく対応している。また、各種ハラスメントに関する相談及び障害のある学生に対する支援については、関係規程を整備し、組織的に学生の支援を行う体制を整えている。特に、障害のある学生への修学・健康支援については、2016年度に「修学・健康支援コーディネーター」を設置するなど、組織的な支援体制を強化している。

これらの各種支援については、外国人学生の生活及び修学に支障が生じないように、日英両言語で実施しており、今後とも、その支援レベルを維持するためにも、職員採用にあたっては、原則として一定水準以上の英語能力を条件とするほか、職員に対して計画的にスタッフ・ディベロップメント（SD）を実施するなどして、高い英語力と事務能力を兼ね備えた事務局職員の確保と育成に努めていく。

また、キャリア形成、進路選択等に関わる相談支援体制については、本学大学院修了生の進路先の特殊性、多様性等に鑑み、引き続き、各領域の教員による学生への情報提供、個別相談・指導を継続するとともに、教員が持つ人的ネットワークを活用するなどして、各領域の専門分野に応じた就職先の開拓にも努めていく。

6 教育研究等環境

項目 16：施設・設備、人的支援体制の整備（評価の視点 6-1～6-6）

<現状の説明>

○ 大学院に関する施設・設備の整備状況

大学院に関する施設・設備については、学生の学修と教員の教育研究環境に配慮して整備しており、その状況については次のとおりである。【添付資料 1-7（24-25 頁）】

・ 管理棟（A棟）

理事長・学長室、常務理事室、副学長室、教員研究室、事務室、会議室のほか、100 名程度の収容が可能な講堂等を整備している。

・ 講義棟（B・C・D棟）

B・C棟は、教室及び教員研究室があるほか、C棟には、同時通訳ブースを設置した教室（同時通訳教室）を整備しており、通訳技法を学ぶ授業に活用している。2008年12月に竣工したD棟には、多様な授業を行うことができる各教室のほか、約 250 名収容可能で公開講座などにも使用されるレクチャーホールや大学院生が 24 時間利用できる大学院生研究室を整備している。また、各教室には、PC及びプロジェクタの設備を整備しており、演習やディスカッション形式の授業に対応している。

・ ファカルティ棟（E棟）

音楽室、個別ブースが設置された非常勤教員室、看護師が常駐する保健室、カウンセラーが常駐するカウンセリングルーム等を整備している。

・ 学生会館（F棟）

レクリエーションスペース、ラウンジ、学生活動室、学生会議室、和室、小会議室、スタジオ、カレッジカフェ、売店等を整備しており、学生が集まり、相互に交流し、活動する拠点となっている。

・ 図書館棟（L棟）

24 時間 365 日開館の図書館、能動的学修・評価センター（ALAC）、IT教室等を整備しており、学生による自主的な学修等に活用されている。

能動的学修・評価センターに設置している言語異文化学修センター（LDIC）は、外国語の自律学修を支援する施設であり、英語、日本語を含む 42 言語についての多様な学修教材を備えているほか、グループ学修のための多目的ルーム、ソフトウェアを使用した発音練習等が可能なスピーキングルームなど、自主的な言語学修を支援するための設備を整備している。

なお、大学院生は、能動的学修・評価センターに設置している学修達成センター（AAC）において、チューターとして、学部学生に学修支援を行っている。

また、IT教室を3室整備し、合計150台のコンピュータを設置しており、学生はコンピュータを活用しての自習が可能となっている。IT教室のうちの1室は、図書館と同様に24時間365日の利用を可能としている。【添付資料1-6(28-31頁)】

- ・ 学生イニシアティブセンター（I棟）

本学が2014年10月に採択を受けたスーパーグローバル大学創成支援事業（文部科学省事業）によるプロジェクトの活動の場として、2015年に設置した。

同事業には、学部学生とともに、大学院生がその専攻する専門分野に関係する活動に参加しており、小・中・高校生を対象にした英語で英語を教えるプログラム「イングリッシュビレッジ」(57頁「外部機関との連携・協働等」参照)には、英語教育実践領域の学生が参加し、中心的な役割を担っているほか、その活動を通じて、実践的な英語教育スキルを学ぶなどしている。【添付資料6-1】

- ・ 学生宿舎

大学院生用の宿舎として、学内に、グラデュエートハウス（全36室）を整備している。

- ・ Suda Hall（多目的ホール）

体育館、コンサートホール、コンベンションホールなどの幅広い用途に使い分けられることができる多目的施設として整備している。通常は体育館として使用しているが、可動式の観覧席（約500席）や音響反射板付きのステージを備え付け、入学式や卒業式等の式典、大規模会議やコンサートなどにも活用している。また、学生や教職員の健康増進を図るトレーニングジムやランニングロードも整備しているほか、授業や大学行事等に支障のない範囲で学外者への貸出を行っている。（評価の視点6-1、6-2）

- 障害のある者のための施設・設備の整備状況

各施設において、廊下及び階段には手すりや滑り止め、段差のある場所にはスロープを設置しているほか、エレベーター、障害者用トイレ、点字ブロック、拡大読書機等を設置するなど、障害のある学生等が安全かつ円滑に利用できるように施設を整備している。（評価の視点6-3）

- 情報インフラストラクチャーの整備状況

前述のIT教室を整備しているほか、大学院生の各研究室には、コンピュータ（60台）及びプリンターを設置しており、いずれのコンピュータでも自由に使用できる共用システムを採用している。また、各教員の研究室にもコンピュータ及びプリンターを1台ずつ設置している。

インターネットには、高速回線により、学術情報ネットワーク（国立情報学研究所が構築・運用している情報通信ネットワーク）経由で接続しており、豊富な文献データベース、電子書籍サービス等を快適に使える環境を提供している。また、無線LANを全校舎エリアに整備し、認証システムによる管理の下、学生・教職員が利用できる環境を整えている。さらに、2020年度から新型コロナウイルスの影響により全学的に講義や学内会議をオンラインで実施

することとなったことに伴い、教室や会議室にカメラやマイク等を増強した。(評価の視点 6-4)

○ 教育研究に資する人的な支援体制

① 研究運営委員会の設置等

研究の推進に関する事項を審議し、もって研究の質の向上及び研究費の円滑な運用に資するため、学則第 21 条に基づき、研究運営委員会を設置している。

同委員会は、研究費の運用指針・配分審査に関すること、教員の研究活動の評価方法に関すること、教員の研究活動に関する改善への取り組みに関すること等を審議しており、教員の研究活動を支援する組織として運営されている。【添付資料 1-2 (第 21 条)、6-2】

また、事務局研究・地域連携支援課において、研究費の執行、科学研究費をはじめとする外部研究費に関する情報提供及び申請事務、研究協力者の雇用事務等の支援を行っている。【添付資料 6-3】これらの対応は、外国人教員に配慮し、書類作成を含めて日英両言語で実施している。【添付資料 6-4、6-5】

なお、教員は、教員研究費を使用して学生をリサーチアシスタントとして雇用し、研究補助業務を行わせることが可能となっている。

② 図書館による支援状況

図書館では、教員に対して、図書・資料等の貸出のほか、学外からの資料の取り寄せや、レファレンスサービスを行い、その教育研究を支援している。

また、図書館情報学修士を持つ専門職の図書館司書が、教員と連携して、授業の際に、図書館及び電子リソースの利用ガイダンスを年に 1～2 回実施している。(評価の視点 6-5)

図書館と能動的学修・評価センターを担当する学修支援室には、図書館司書資格保持者(2名)のみならず、前述の図書館情報学修士(Master of Library and Information Science)の資格を持つ専門職員を 1 名配置している。また、図書館運營業務を委託している委託会社の職員においても図書館司書資格保持者を常時 2 名以上配置している。

○ 施設、設備、人的支援体制の特色

施設・設備については、通訳技法を学ぶ授業に活用する同時通訳ブースを設置した教室(同時通訳教室)や、大学院生に与えられる研究室、IT 教室など、学生の学修と教員の教育研究環境に配慮して整備されている。また、インターネットには、高速回線により、学術情報ネットワーク(国立情報学研究所が構築・運用している情報通信ネットワーク)経由で接続しており、豊富な文献データベース、電子書籍サービス等を快適に使える環境を提供している。

教育の人的支援体制については、前述のとおり研究運営委員会を設置しているほか、図書館では図書館情報学修士を持つ専門職の図書館司書が、教員と連携し、授業に応じて、図書館及び電子リソースの利用ガイダンスを開催している。(評価の視点 6-6)

<根拠資料>

- ・ 添付資料 1-2：国際教養大学学則
- ・ 添付資料 1-6：国際教養大学パンフレット 2021-2022
- ・ 添付資料 1-7：国際教養大学専門職大学院パンフレット 2022
- ・ 添付資料 6-1：国際教養大学スーパーグローバル大学創成支援事業パンフレット「日本発ワールドクラスリベラルアーツカレッジ構想」
- ・ 添付資料 6-2：国際教養大学研究運営委員会規程
- ・ 添付資料 6-3：国際教養大学事務組織規程
- ・ 添付資料 6-4：国際教養大学研究費執行マニュアル 2021
- ・ 添付資料 6-5：Akita International University Research Funds Manual 2021

項目 17：図書資料等の整備（評価の視点 6-7～6-9）

<現状の説明>

○ 図書・資料等の整備状況

学生の学修及び教員の教育研究活動に必要な図書、電子書籍、雑誌、電子ジャーナル、データベースその他資料については、年に3回程度開催する図書館運営委員会において整備状況の確認や整備方針について検討を行い、計画的に整備することとしている。同委員会には、各領域から教員1名、大学院生1名が委員として参加し、大学院における教育研究活動に必要な図書・資料等について、要望、意見等を述べている。【添付資料 6-6】

本学大学院に関する図書、電子リソース等の2017年度以降の整備状況は、次のとおりである。

2017年度には学術情報検索ツールである ProQuest 社のディスカバリーサービス「Summon」を導入し、本学の蔵書、電子書籍・電子ジャーナル等の電子リソース及びインターネット上に無料で公開され学術的な価値が高い電子情報を一度に検索できるように整備した。また、2017年度に受審した専門職大学院認証評価での指摘事項を踏まえ、日本語教育分野の充実に力を入れ、2017年度から2020年度にかけて、図書館で和書96冊、洋書52冊、電子書籍（和書）11冊、言語異文化学修センター（LDIC）で和書33冊を購入した。【添付資料 6-7】

2020年度は、電子書籍、電子ジャーナル及びデータベースを、遠隔授業を支援する教育コンテンツ基盤とするため、キャンパス外からのリモートアクセスの方法を改善したほか、大学院生を含む全学生が EBSCOhost eBook Collection、ProQuest Ebook Central、OverDrive、JSTOR、ProQuest Central、Science Direct、Nexis Uni、Nikkei Telecom、Britannica Online Japan に学外からもアクセスできるようにした。また、指定図書等の授業関係資料を可能な限り電子書籍等で購入し、出版社等が新型コロナウイルス感染症対応として無償提供している学術的な電子資料のリンクリストを作成し、学外に居住する学生・教員の教育学修支援を強化した。さらに、学際的なデータベースである Web of Science と、研究評価ツールである InCites Journal Citation Reports 及び Essential Science Indicators を導入し、研究支援を充実した。

2021年5月現在において、本学図書館全体では、洋書約5万2千冊、和書約3万1千冊、洋雑誌121タイトル、和雑誌100タイトル、電子書籍約40万点、電子ジャーナル約1,645タイトル、データベース5種類、視聴覚資料約3千点を整備している。（評価の視点 6-7）

○ 図書館の利用環境等

2020年3月から新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、大学の行動指針に沿った開館時間制限を実施しているが、郵送による図書の貸出やオンラインレファレンスなどで遠隔利用を促進するとともに、従来の24時間365日開館に向けて段階的に、制限を緩和しつつある。

また、学術認証フェデレーション「学認 (GakuNin)」に参加するとともに、EzProxy の導入により、学生、教職員は学外からでも、インターネットを利用して、大学が契約している電子ジャーナル、データベース、電子書籍等の電子リソースにアクセスすることが可能となっており、高い利便性を確保している。Inter Library Loan(ILL)による資料の取り寄せサービスも実施している。【添付資料6-8】

また、大学院生は、その学修において、学部生に比べて多くの図書が必要となるため、大学院生に対する図書の貸出総数は学部生の2倍の20冊としている。(貸出期限は1ヵ月) また、大学院生は教員と同様に、申請手続により、閉架書庫に入室し、研究用の資料を閲覧することができる。

教員については、教育研究活動を支援するため、図書の貸出総数は30冊、その貸出期限は3ヵ月以内としている。【添付資料6-9 (第5条第1項、第9条)】(評価の視点6-8)

○ 図書・資料等の特色

本研究科の教育研究活動においては、外国語の資料の整備が不可欠であるため、本学図書館では、「図書館収書方針」に基づき、各領域の教員から推薦があった教科書、参考書、研究書等について、英語7割、日本語3割の比率で整備を進めてきた。【添付資料6-10】

外国語の資料は高額なものも多く、質の高い外国語の資料、特に、授業における使用言語である英語の資料について、十分な量を、安定的かつ経済的に整備するため、電子書籍や電子ジャーナルのパッケージを導入している。本学図書館は、利用できる図書の83%に当たる40万点が電子書籍、雑誌の約88%に当たる1,645タイトルが電子ジャーナルという、電子リソースの割合が極めて高いハイブリッド図書館である。(評価の視点6-9)

<根拠資料>

- ・ 添付資料6-6：国際教養大学図書館運営委員会規程
- ・ 添付資料6-7：2017～2020年度受入 日本語教育関連図書
- ・ 添付資料6-8：学生便覧の学生情報管理システム (ATOMS) におけるGakuNinの周知
- ・ 添付資料6-9：国際教養大学図書館利用細則
- ・ 添付資料6-10：国際教養大学中嶋記念図書館資料収集方針

項目18：専任教員の教育研究環境の整備 (評価の視点6-10～6-12)

<現状の説明>

○ 専任教員の授業担当時間

専任教員の授業担当時間は、教育のための準備及び研究活動に配慮し、年間18単位を標準としつつ、他教員とのバランスや担当授業の性質(講義かセミナーか、共同授業であるか等)に配慮した調整を行い決定している。(評価の視点6-10)

○ 専任教員の教育研究環境

① 研究費の支給等

研究費規程に基づき、本学独自の研究費として、教員研究費及び学長プロジェクト研究費を支給しており、その配分については、学長、副学長等により構成する研究運営委員会が審査を行い、適切に配分している。

また、これら研究費の執行を支援するため、分かりやすく解説した研究費執行マニュアルを日英両言語で作成し、教員に配布している。【添付資料 6-2、6-4、6-5、6-11、6-12】

② 研究室の整備等

専任教員の研究室については、全員分の個別研究室を確保しているほか、非常勤講師については、非常勤講師用の共用スペースを確保しており、研究・教育に専念できる環境を整備している。(基礎データ表 8 「教員研究室」参照) (評価の視点 6-11)

○ 専任教員の教育研究活動への配慮

専任教員の教育研究活動を支援するため、サバティカル制度及び特別研修制度を設けている。【添付資料 6-13】 (評価の視点 6-12)

① サバティカル制度

サバティカル制度は、テニユアを付与された専任教員の教育研究等の能力向上を目的として、研究を除く教育、学務、地域社会貢献に関する職務を免除し、自らの調査研究に専念させる制度である。当該制度を利用できる期間は、1 セメスター又は1 年間であり、制度の利用に関する費用は教員の負担となる。なお、サバティカル期間中の給与については、期間が1 セメスターの場合は 75%、1 年間の場合は 50%が支給される。2020 年度までの利用実績は4 名である。【添付資料 2-17】

② 特別研修制度

特別研修制度は、テニユアを付与されていない教員でも応募できる制度で、セメスターを単位として1 年以内であり、制度利用中の給与は 50%支給される。ただし、冬期プログラム期間中は 100%支給される。2020 年度までの利用実績は 10 名である。

<根拠資料>

- ・ 添付資料 2-17：国際教養大学教員研修規程
- ・ 添付資料 6-2：国際教養大学研究運営委員会規程
- ・ 添付資料 6-4：国際教養大学研究費執行マニュアル 2021
- ・ 添付資料 6-5：Akita International University Research Funds Manual 2021
- ・ 添付資料 6-11：国際教養大学研究費規程
- ・ 添付資料 6-12：2021 年度学内研究費について（通知）
- ・ 添付資料 6-13：国際教養大学サバティカル制度規程

【6 教育研究等環境（項目 16～18）の点検・評価（長所と問題点）】

○ 長所といえる事項

学生及び教員に対し、図書館及び I T 教室を 24 時間 365 日開放しており、時間の制約なく学修・研究できる環境を提供している。また、これらの施設における窓口対応、情報提供等は、外国人の学生及び教員に配慮し、日英両言語で行っている。

図書館では、洋書や外国語の資料・刊行物などについて、電子書籍、電子ジャーナル、データベース等の電子リソースを充実しているほか、学生及び教員が、これらの電子リソースに学外からでもアクセスできる環境を整え、高い利便性を確保している。

また、専任教員の教育研究活動への配慮として、サバティカル制度及び特別研修制度を設け、その研究活動を促進・奨励している。

【6 教育研究等環境（項目 16～18）の将来への取り組み・まとめ】

学生の学修及び教員の教育研究に必要な施設・設備、情報インフラストラクチャー等を整備しており、特に、図書館については、24 時間 365 日開館しているほか、学内外からシームレスに利用できる電子リソースを含め、本研究科の専門性に即した図書・資料等を計画的・体系的に整備している。時代の変化を見据えつつ学修支援体制の充実を図っていくため、電子資料の充実と教育研究活動に貢献できる専門的な知識、スキル及び経験を持つ人材の育成に引き続き取り組んでいく。また、その他施設・設備については、建設時期等に応じた適切な維持管理と計画的な修繕等により、施設の長寿命化を図るとともに、老朽化の著しい施設・設備については、随時、改修・改築を実施していきたい。

教員の研究活動の支援については、研究運営委員会を通じて、本学独自の研究費である教員研究費及び学長プロジェクト研究費の適切かつ効果的な支給に努めるとともに、サバティカル制度その他の研修制度の利用を推奨するなど、引き続き、教員の教育研究活動を支援・促進していきたい。

7 管理運営

項目 19：管理運営体制の整備、関係組織等との連携（評価の視点 7-1～7-5）

<現状の説明>

○ 管理運営に係る組織体制及び関係諸規程

定款において、法人の目的、組織及び業務執行に関する基本原則が規定されており、法人の重要事項を審議するため、定款第 13 条に基づき、大学経営会議を設置している。本会議は理事長、理事及び理事長が指名する者をもって構成され、理事長のリーダーシップの下で効果的な意思決定が行えるよう、議長は理事長又は理事長が指名する者が務めている。（定款第 15 条第 1 項）また、大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、定款 18 条に基づき教育研究会議を設置している。【添付資料 1-1（第 13 条、第 15 条第 1 項、第 18 条）】

教育研究会議からの委任を受け、大学の教育研究に関する重要事項のうち、大学院に係るものを審議する組織として設置しているのが大学院運営委員会であり、同委員会が大学院の管理運営において中核的な役割を担っている。本委員会は、大学院学則第 6 条に基づき配置しているグローバル・コミュニケーション実践研究科長を委員長として、学長、各領域代表等をもって構成しており、本学大学院に係る、教育課程の編成に関する事項、授業科目の種類及び編成の方針に関する事項、学生の入学、卒業その他学生の在籍に係る方針に関する事項、成績評価及び学位授与に係る方針に関する事項等を審議している。【添付資料 3-2】

また、大学院の具体的な運営組織として、大学院学則第 7 条に基づき、本研究科の専任教員で組織する大学院研究科委員会を設置している。同委員会は、学長が、①学生の入学及び課程の修了、②学位の授与、③学長から諮問を受けた教育研究に関する重要事項について決定を行うに当たり意見を述べることとしており、同委員会の運営方法等については、大学院研究科委員会規程において規定している。【添付資料 1-3（第 7 条）、7-1】

これらの会議及び委員会については、的確かつ迅速に大学の意思を決定するとともに、適切な大学院の管理運営を行うため、大学経営会議を年 10 回、大学院運営委員会を年 10 回程度、大学院研究科委員会を年 5 回開催することとしている。

また、学則等で定める以外の教育研究上の組織の長等に関する規程第 17 条から第 20 条までに基づき、グローバル・コミュニケーション実践専攻に専攻長を置いているほか、各領域に代表を置いている。【添付資料 7-2（第 17 条から第 20 条まで）】（評価の視点 7-1、7-2）

○ 大学院に係る専任教員組織の長の任免等

本研究科の研究科長、グローバル・コミュニケーション実践専攻の専攻長及び各領域代表に係る選考の基準、選考の方法、任期、解任等については、大学における教育研究上の組織の長等選考規程において規定している。

これらの長は、同規程に基づき、当該研究科の専任教員の中から、大学経営会議の議を経て、理事長が任命している。【添付資料 7-3】（評価の視点 7-3）

○ 外部機関との連携・協働等

各領域における外部機関との連携・協働等の状況は、次のとおりである。

・ 英語教育実践領域

必修科目の ELT700～703「英語教育実践法と実習」において、秋田市立御所野学院高等学校と連携して実習を行っているほか、秋田県立秋田南高等学校、秋田工業高等専門学校でも実習を実施して連携を強化している。加えて、英語教育実践領域の教員は、全国の教育委員会が主催する教員研修行事に講師として委嘱を受けることが多く、学生の就職とは直結しないものの、各都道府県の教育委員会との連携は年間を通じて行っている。

また、外部機関との特徴的な取り組みとしては、「イングリッシュビレッジ」の開催が挙げられる。イングリッシュビレッジは、2泊3日の中高生向け英語研修プログラムで、スーパーグローバル大学創成支援事業の一環として2015年に開始したものである。プログラムの準備・運営は全て大学院生が中心となって行っており、期間中の参加生徒への指導も担当している。

参加申し込みは、学校単位を原則としており、学校との連絡、パンフレットの作成、食事等の手配など、現職の教員が特別活動を運営する際に必要となるスキルを実践的に身に付けられるようになっているため、カリキュラムに盛り込まれていない生徒指導や特別活動の運営について、課外で実践的に学ぶことができるようになっている。プログラムで提供する授業や活動は全て英語教育理論を実践に反映したものとなるよう、学生スタッフは、担当教授と年間を通して指導方法や教材について議論を続けている。2015年1月に運用を開始し、2019年度は、14回実施し、794名の小中高生が参加し、オンラインで実施した2020年度は、16回実施し、517名が参加した。

さらに、県内外の小中学校の英語教員を対象とした「ティーチャーズセミナー」では、本学教員が「英語で英語を教える」ことの意味やその手法、実践的教授法、クラスマネジメントなどについてのワークショップを県内外教育委員会と連携して継続的に実施しているほか、米国大使館の支援・共催により英語指導法セミナーを全国規模及びオンラインで開催するなど、本学が有する「英語で英語を学ぶ」取り組みにおける独自のノウハウを、小中高等学校の教育現場等に還元できるよう取り組んでいる。

このような地域及び全国への英語教育支援の実績が広く周知され、評価されたことから、2019年度には奈良県教育委員会からのアプローチにより連携協定を締結し、次年度以降、本学専門職大学院英語教育実践領域へ同県の教員を院生として受け入れている。

・ 日本語教育実践領域

日本語教育実践領域では、淡江大学（台湾）、元智大学（台湾）、輔仁大学（台湾）、開南大学（台湾）等の海外教育実習先との連携が密接に行われており、教員による現地訪問と打ち合わせのほか、頻繁なメールのやり取りや学会などの機会を捉えた教員間の面談と情報交換等も行われている。日本語教育実践領域の海外の実習内容は、他の日本の大学及び大学院の海外教育実習内容と大きく異なるため、綿密な打ち合わせと調整が欠かせないからである。また、修了生の派遣先大学に関しても、機会を捉えて情報交換を図っており、

必要に応じて、派遣者の訓練を追加したり、派遣者の選考に配慮したりしている。

そうした取り組みにより、台湾・開南大学には1期修了生から、米国・ウィリアム&メリー大学とデンマーク・オーフス大学にはどちらも3期修了生から毎年修了生を日本語講師として派遣しているほか、米国・ディキンソン大学とも連携強化を図り、2期修了生・10期修了生がそれぞれ専任講師として赴任している。2019年8月からはフランス・グルノーブル・アルプ大学にも10期修了生が、2020年8月からはセルビア・ベオグラード大学に11期修了生が赴任し、今後の連携・協力の進展が期待できる。

加えて、県内の大学（秋田大学・秋田県立大学）との連携も図り、修了生の初年度の就業先の確保に努めており、秋田大学・秋田県立大学には1期・2期修了生が就業した。

高等教育機関以外では、県内の行政機関との連携・協力として、秋田市企画調整課国際交流担当からの依頼を受け、2015年度より、秋田市日本語教室に日本語教育実践領域の学生を日本語講師として週1回派遣しており、教室運営に関して指導・助言を継続している。1人の学生が月2回担当するようにローテーションを組んでおり、日本語入門から中級レベルまでの3～4名程度で構成されるクラスを担当している。また、秋田市教育委員会からの依頼を受け、2013年度より、日本語支援サポーター研修会の講師として教員らが日本語教育支援研修にあっている。

授業活動の面では、県内の地域日本語教室の見学を取り入れたり、授業に秋田市企画調整課や秋田県国際交流協会の職員を招いて行政側の視点から議論に参加してもらったりといった活動を通じて、地域日本語教育の理解を深める場を提供している。また、秋田日本語教育研究会への参加を通じ、本学の教員をはじめ学生にとっての日本語教育関係者とのネットワーキングの場を提供している。

その他、日本国内の大学や日本語学校、国際交流基金といった公的機関へも出向き、絶えず連携を図っている次第である。

・ 発信力実践領域

発信力実践領域では、テーマや問題領域が多岐にわたり、また実践領域として独自の視点からの調査研究を求める志向から、多くの場合個々の学生が個別に実習先を選定することが慣例となっており、その際に教員や卒業生などが実習先を紹介することもある。

なお、従前は特定5カ所のインターンシップ先を確保していたが、同じ研修先で研究テーマが限定されてしまうこと、また、在学生の国籍が多様化しニーズや目的が多様化・多角化したこと等により、現在の方法が定着した。

学生は、応募するインターンシップ先を決定するにあたって、業務の内容を研究（卒業課題）と照らし合わせて計画書を作成し、アカデミック・アドバイザーと領域代表に提出することとなっている。アドバイザーと領域代表が計画書を点検し、面接を経て、そのインターンシップの適合性を判断することとしている。

加えて、一般企業で広報担当やデジタル・マーケティングのスペシャリストとしての就職を目指す学生を更に支援するため、GCP633「デジタル・マーケティングと広告」に在籍する学生は、本大学院で提供している授業に加えて、Google社のデジタルマーケティング認定プログラムを受講することとしており、このプログラムを修了することでGoogle社から公式認定証が授与される。

(評価の視点 7-4)

○ 関連する学部・研究科等との連携・役割分担

本学では、本研究科の専門職分野と直接に関係する学部・研究科等を設置していないが、英語力が本学大学院の出願要件に達していない志願者については、研究生として受け入れ、本学国際教養学部における英語集中プログラム（EAP）で学習し、英語力の基準を満たした上で、再出願できる研究生制度を設けている。【添付資料 1-3（第 40 条第 1 項、第 2 項）、7-4、1-7（6-7 頁）】

また、大学院で取得する中学校／高等学校教諭専修免許状（英語）の基礎免許となる高等学校教諭一種免許状（英語）を取得するため、同学部の教職課程を履修することができることとしている。【添付資料 1-7（4-5 頁）、7-5（第 2 条）】（評価の視点 7-5）

<根拠資料>

- ・ 添付資料 1-1：公立大学法人国際教養大学定款
- ・ 添付資料 1-3：国際教養大学大学院学則
- ・ 添付資料 1-7：国際教養大学専門職大学院パンフレット 2022
- ・ 添付資料 3-2：国際教養大学大学院運営委員会規程
- ・ 添付資料 7-1：国際教養大学大学院研究科委員会規程
- ・ 添付資料 7-2：国際教養大学学則等で定める以外の教育研究上の組織の長等に関する規程
- ・ 添付資料 7-3：国際教養大学における教育研究上の組織の長等選考規程
- ・ 添付資料 7-4：国際教養大学研究生規程
- ・ 添付資料 7-5：教職課程履修規程

項目 20：事務組織（評価の視点 7-6～7-8）

<現状の説明>

○ 事務組織の設置等

① 事務組織の設置

学則第 6 条に基づき、本学に事務局を設置しており、その組織体制等については、事務組織規程において規定している。【添付資料 1-2（第 6 条）、資料 6-3】

事務局には総務、企画、研究・地域連携支援、教務、学生の 5 課、ICT・教学推進、教職員支援、監査、入試、学修支援の 5 室、キャリア開発、国際の 2 センターを置いている。職員数は、2021 年 5 月 1 日現在で 95 名であり、その内訳はプロパー職員 53 名、設立団体である秋田県からの派遣職員 5 名、嘱託職員 24 名、非常勤職員 1 名、派遣職員 11 名、教員との兼務職員 1 名となっている。なお、当該事務局は、大学院の固有の事務組織ではなく、学部を含む大学全体に係る事務組織であり、その職員は、事務内容に応じて、学部及び大学院の事務を兼務している。しかしながら、適切な事務配分と適性を考慮した職員配置により、小規模ながら、効率的に機能し、学部事務とともに、大学院事務を処理している。

職員の採用及び服務については、教職員就業規程に規定している。職員の採用において

は、経理等の専門職員を除き、外国人の学生や教員への支援及び学内外への英語による情報発信の強化等のため、英語による業務遂行能力を必須条件としており、現在は TOEIC900 点相当以上を目安としている。(評価の視点 7-6)

② 事務局職員の意欲・資質の向上を図るための方策

秋田県からの派遣職員を含む全ての常勤職員に対し、評価制度を導入している。

業績評価については本人の適性或業務遂行の難易度を勘案しつつ、業務実績と能力の双方を評価の対象としており、職員の資質を総合的に評価する仕組み作り、評価結果を翌年度の年俸額に反映することで、職員の意欲向上を目指している。年度初め及び年度末に上司である評価者と被評価者が面談を行い、目標設定や評価結果に対するアドバイスを行うことで、単に年俸を決める手段としての評価制度ではなく、職員の資質向上やキャリア形成の一助となる制度としている。【添付資料 3-3 (第 10 条)、3-9】

また、職員の資質向上のため、職員研修規程に基づき、SD を実施しており、基礎スキル、大学マネジメントに係るスキル、個別業務にかかるスキル等の修得に関する研修を計画的に実施している。【添付資料 7-6】(評価の視点 7-8)

○ 事務組織と関係諸組織の連携

事務局は、大学経営会議、大学院運営委員会及び大学院研究科委員会について、委員の出席調整、議題の取りまとめ、会議資料・議事録の作成などの運営事務全般を委員等と密接に連絡調整を行いながら進めている。

これらの会議及び委員会を開催するにあたっては、学長(理事長)、副学長(常務理事及び理事)、事務局長及び関係する事務局課室センターの長、グローバル・コミュニケーション実践研究科長(大学院運営委員会に係る打ち合わせのみ)等による事前の打ち合わせを実施し、事務局等からの意見を交えながら、諮るべき議題を事前に検討・調整している。

さらに、大学経営会議及び大学院運営委員会には事務局長が委員として参加し、これらの会議等と事務局との間のパイプ役を担っているため、当該会議等における決定事項、指摘事項、意見等のほか、経営陣や大学院の管理運営組織の意向を適切に事務局業務に反映させるとともに、効率的に事務を推進できる体制となっている。

また、定期的に行っている学長(理事長)、副学長(常務理事及び理事)及び事務局長による定例会議において、大学経営会議の審議内容等を踏まえた協議を行い、大学業務の方向性等を検討しているほか、随時、副学長(常務理事及び理事)、事務局長、事務局次長等による打ち合わせを行い、事務局レベルの情報共有や意識統一を図ることで、各課室センターが連携を取りながら事務を推進している。(評価の視点 7-7)

<根拠資料>

- ・ 添付資料 1-2 : 国際教養大学学則
- ・ 添付資料 3-3 : 国際教養大学教職員就業規程
- ・ 添付資料 3-9 : 国際教養大学教職員評価規程
- ・ 添付資料 6-3 : 国際教養大学事務組織規程
- ・ 添付資料 7-6 : 国際教養大学職員研修規程

【7 管理運営（項目 19～20）の点検・評価（長所と問題点）】

○ 長所といえる事項

大学院の教育研究に関する重要事項を審議する大学院運営委員会の委員長は、グローバル・コミュニケーション実践研究科長が務めており、大学院における教育研究の自律性を確保するとともに、大学院に係る固有の事案について、迅速に審議・検討できる体制としている。

また、事務局職員については、英語による業務遂行能力を必須条件としており、外国人の学生や教員への支援や英語による事務処理の体制を整えている。

関係組織との連携に関しては、出願要件の一つとなっている英語力を補うために学部プログラムで学修できる制度を設けているほか、各領域における学び・ノウハウを国内外の機関との協働に活用する取組が進められている。

○ 改善すべき事項

高等教育を取り巻く環境の変化やデジタル技術の発展に伴い、職員にはより高度な専門的知識と調整力が求められている。地域的な障壁があり、更に英語力が要求される本学においては若年層で適当な人材を採用するのが難しく、事務局の年齢層が偏る結果となっている。そのため計画的な人材確保と、長期的視点に立った教育が必要である。職場としての魅力の発信やSDの充実により、人材の確保と育成に努めたい。

【7 管理運営（項目 19～20）の将来への取り組み・まとめ】

定款及び規程に基づき、大学経営会議、大学院運営委員会及び大学院研究科委員会を適切に運営するとともに、管理運営を行う専任教員組織の長である研究科長及び専攻長並びに各領域代表を本研究科の専任教員の中から選考するなど、大学院固有の組織体制を整備し、機能させている。特に、大学院運営委員会の委員長は研究科長が務めており、教育研究における大学院の自律性と機動的な運営体制を確保している。

また、事務局については、職場としての魅力の発信等により、若年層からの採用も積極的に推進するなど、引き続き高い英語力と事務処理能力を兼ね備えた職員の確保に計画的に取り組む。さらに、秋田県へのUターン希望者へのリクルート活動や嘱託職員の専任への登用等により、地元からの採用を確保するほか、福利厚生 の充実、ワークライフバランスに配慮した制度改善等により、「働き方改革」の趣旨を踏まえた、誰もが働きやすい職場の実現を目指すことで、定着率の向上に努めていく。加えて、職員等の能力向上については、各種研修制度の充実や「職階別研修」の導入等により、長期的かつ段階的にサポートしていく。

外部機関との連携・協働等については、本大学院と岩手県・秋田県・山形県の大学・関係機関の7者により、技能実習生等外国人を対象とした日本語教育の充実と体制整備に資することを目的とした「なか東北」連携協定を令和4年2月に締結している。今後も社会情勢を踏まえつつ関連機関と連携しながら、社会貢献の取組を充実させていく。

8 点検・評価、情報公開

項目 21：自己点検・評価（評価の視点 8-1～8-5）

<現状の説明>

○ 自己点検・評価のための仕組み・組織体制等

① 自己点検・評価のための仕組み等

本学では、学則第2条第1項において、「教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究の活動等について自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とし、また、大学院学則第3条第1項において「本学大学院は教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施するものとする。」としている。【添付資料 1-2（第2条第1項）、1-3（第3条第1項）】

これらの規定に基づき、設立団体である秋田県が定める6年間の中期目標を達成するため、同じく期間を6年間とする中期計画を策定しているが、中期計画を実行するための年度計画につき、毎年度、前年度の事業についての実績を取りまとめ、秋田県地方独立行政法人評価委員会に報告するとともに、その評価を受けている。（地方独立行政法人法第28条第1項）

また、当該実績の作成と併せて、毎年度、本学独自の自己点検・評価を実施している。

【添付資料 4-1、4-2、8-1、8-2、8-3】

実際の大学院に係る自己点検・評価は、学部を含む大学全体に係る一体的なものとして実施している。具体的な手続きとしては、はじめに、事務局各課室において、上記の年度計画及びその実績に沿って、それぞれが所管する分野の業務を点検し、自己点検・評価報告書の素案を作成する。その上で当該素案を、事務局全体で検討した後に、学長、副学長の決裁を経て、大学院自己評価委員会に附議し、学長、副学長と各領域の代表教員、及び関係課室の責任者の同席の下に、自己点検・評価を行って、自己点検・評価報告書を作成している。【添付資料 8-4】

加えて、当該自己点検・評価報告書は、学部を含む大学全体に係る一体的な報告書として作成しており、学部に関する部分は、同様の手続きを経て、自己評価委員会において作成している。【添付資料 8-5】

また、当該自己点検・評価報告書は、大学経営会議に附議し、自己点検・評価の結果について審議するとともに、これに対する経営陣の意見、判断等を仰いでいる。

自己点検・評価の結果、課題とされた事項については、随時、事務局及び教職員レベルにおいて改善に取り組んでいるほか、必要に応じて、大学経営会議又は大学院運営委員会に審議事項として附議し、改善についての検討等を行うこととしている。なお、継続的、長期的に取り組むべき課題等については、翌年度以降の事業計画に盛り込むこととしている。

② 自己点検・評価のための組織体制

自己点検・評価を実施する組織体制については、学則第2条第2項に基づき、大学院を

含む大学全体の自己点検・評価を行う組織として、学長、本学の教育研究上の重要な組織の長等により構成する自己評価委員会を設置しており、大学院の設置以来、その自己点検・評価（専門職大学院認証評価に替わる外部評価（2012年度）に係る自己点検・評価を除く。）は、この自己評価委員会が、大学全体の自己点検・評価の一環として実施してきたが、専門職大学院認証評価等における、より専門性の高い自己点検・評価を組織的かつ継続的にするため、2016年4月に、学長、副学長、グローバル・コミュニケーション研究科長、各領域代表等により構成する大学院自己評価委員会を設置し、大学院に係る自己点検・評価は、同委員会が実施している。

また、当該自己点検・評価の結果については、経営審議機関としての大学経営会議が審議することとしている。（評価の視点 8-1）

○ 自己点検・評価、認証評価等の結果を教育研究活動等の改善・向上へ結びつけるための仕組み

自己点検・評価及び認証評価等の外部評価において課題とされた事項等については、随時、事務局担当部署において、研究科長、各領域代表者らと協議を行い、その対応を検討している。また、定款第17条第4項第2号において「組織及び運営の状況に関する自己点検評価及び外部評価に関する事項」は経営審議機関（大学経営会議）の審議事項とされているほか、教育研究に関する重要事項については大学院運営委員会の審議事項であるため、課題等の内容に応じて、これらの組織において検討・協議を行い、教育研究活動等の改善・向上につなげることにしている。【添付資料 1-1（第17条第4項第2号）、3-2】

なお、事務組織と関係諸組織の連携については、60頁「事務組織と関係諸組織の連携」を参照されたい。（評価の視点 8-2）

○ 認証評価機関等からの指摘事項への対応状況

2017年度に受審した専門職大学院認証評価では15件の指摘事項等が挙げられたため、その評価結果を、直ちに大学院自己評価委員会委員と関係事務局ディレクターに共有した。そのうえで、結果を踏まえた改善報告書の作成や大学基準協会でのプレゼンテーションに向けて、同年5月には各領域代表、事務局関係部署によるキックオフミーティングを行い、今後の対応方針やスケジュールについて共通理解を図った。さらに、各領域の教員や各課室の職員がそれぞれ検討した内容を、学長及び副学長も出席する大学院自己評価委員会において審議し、大学経営会議へ附議を行った後、2018年8月末に改善報告書として取りまとめて提出した。加えて、同年9月に大学基準協会に赴き、研究科長が「課題解決計画」に関するプレゼンテーションを行った後、各領域、事務局関係部署において、計画に基づき対応を行った。

なお、各指摘事項等への具体的な対応状況については、次のとおりである。

【基準1 使命・目的】

貴専攻の独自性や日本語教育実践領域、英語教育実践領域及び発信力実践領域それぞれの特色をより明確にし、「大学院案内」「学生便覧」等において、社会一般にわかりやす

く示すよう改善が望まれる。(評価の視点 1-5)

対応： 3頁「目的の周知」参照

【基準2 教育内容・方法・成果 (1) 教育課程・教育内容】

貴専攻全体の共通科目について、それぞれの科目が独立したものとして開講されており、貴専攻全体に共通したグローバル・コミュニケーションの理念と各領域の専門分野の連関が不明確になっている。個々の授業において常に3つの領域に関連づけながら開講し、貴専攻としての特徴を強化しつつ、個々の領域のさらなる充実につなげるよう改善が望まれる。(評価の視点 2-4)

対応： 各科目のシラバスの記述の中にそれぞれの科目が担う役割を記載して学生に周知するように努めてきた。また、2021年度からは、共通科目のシラバスにそれぞれの領域の学生の将来の職業において、授業内容がどのように寄与するかを明記することとした。

日本語教育実践領域では、1年次科目は全て基本科目となっており、発展科目が少ない。とくに、基本科目のほとんどが日本語の言語能力の教育を目的とした科目で、コミュニケーション能力の教育を目的とした社会言語学系の科目がない。カリキュラムが伝統的な日本語教育の枠組みにとどまっており、2年という比較的短い期間で実践能力を修得させるために必要最小限の言語能力(文法能力)の教育方法を優先したものと理解できるが、修了した後の専門能力の発展を見越した教育課程とするために、コミュニケーション能力の教育に関する科目を開講するよう、改善が望まれる。(評価の視点 2-2)

対応： 課題解決計画の実現に向けて調整を図る一方で、カリキュラムの見直しにより、現行の科目だけでも十分に修了後の専門能力の発展を促せる教育課程であることを再確認したため、コースを増やすという方策に頼ることなく、各コースの連関と教育実習への応用を意識した内容の拡充を図ることで対応している。

日本語教育実践領域では、諸外国での言語教育政策について、「日本語教育学概論」の授業で1回扱われるのみとなっており、海外での日本語教育を行う場合に専門家としてリーダーシップを発揮する人材を養成するためにも、それらの授業科目、教育内容等についても検討することが望まれる。(評価の視点 2-2)

対応： 「日本語教育学概論」の授業での内容を更に見直し、本科目で使用する教科書の更新や参考図書等の副教材の充実を図ったほか、常に諸外国での動向や変化については授業中に取り上げ、情報の共有と理解のためのディスカッションを取り入れる試みを行うなど、充実を図った。

日本語教育実践領域では、英語能力が重視されているが、アジア諸言語(中国語、韓国語、インドネシア語等)の素養を学ぶことができる科目の設置について、検討が望まれる。(評価の視点 2-2)

対応： 当領域の修了生は、現在まで世界各地でその職務にあたってきており、それら全

ての国と地域の言語習得をカバーすることは不可能であるため、教育実習においてはダイレクトメソッドによる指導を促し、教室内では英語、現地語を含む媒介語を使用しない日本語教育の指導を継続している。また、本学国際教養学部で開講している外国語科目（中国語、韓国語、ロシア語、フランス語、スペイン語）の履修を勧めるほか、アジア言語に関しては、大学院生の中に留学生がいるところから、日頃の協同研究から彼らの母語に対する感受性を豊かなものにするよう奨励している。

なお、最近入学する大学院生は、学部在籍中にアジア諸国へ留学する者も少なくなく、留学中に現地語での素養を身につけ、かつ日本語指導への応用について意識をもっている者も存在するようになった。その結果、自らの職業の専門性とその意義についての自覚と情熱が高まっているといった利点がある。

発信力実践領域において、3つの分野（通訳、ジャーナリズム、組織広報）の目標とする学習成果を明確にし、3分野の再構築を含めた検討を行い、教育内容を充実するよう改善が望まれる。（評価の視点 2-2、2-4）

対応： 7 頁「教育課程の編成における配慮」参照

【基準2 教育内容・方法・成果（2）教育方法】

専攻全体のシラバスにおいて、授業計画（Class schedule）の項目に、記載がない科目、記述の量が極端に少ない科目があるため、改善が望まれる。（評価の視点 2-22）

対応： 大学院運営委員会や教授会、FD等の場において注意喚起を行い、齟齬が生じないよう改善を図っている。

A+～Fの12段階評価は貴大学国際教養学部の評価段階をそのまま適用しているだけであり、貴専攻の実態に合わせた評価段階を設定するよう改善が望まれる。（評価の視点 2-25）

対応： 引き続き、評価ポリシーに則り、12段階評価により学生の学修到達度を評価している。学生及び教員からも上記評価方法について改善の要望等は出ておらず、現行の成績評価は厳密かつ適切に行われていると考える。

貴専攻として、より厳格な成績評価を行うために、成績評価を確定するに至った試験やレポートの評点等を組織的に管理するよう、改善が望まれる。（評価の視点 2-26）

対応： 引き続き、各担当教員は学生からの成績評価に関する疑義に責任を持って回答できるように、成績評価の根拠となる資料を管理している。

貴専攻として、FDを目的とした研修や研究に携わる委員会などの専門組織が存在していないので、経常的な組織・体制を構築するよう、改善が望まれる。（評価の視点 2-27）

対応： 26 頁「授業の内容及び方法の改善のための研修、研究等」参照

学生による授業評価の項目については、「additional」として付け加えることはできるも

の、科目ごとに、元々の授業目標と照らし合わせて作られるべきものである。現在の評価様式では、学生の自己評価に重きが置かれ、授業改善に直接結びつくようなものになっておらず、結果の集計方法についても、今のようなグラフでは、教員が何をどう改善することを検討すべきか、明確でない。評価結果は必ずしも全て公表する必要はないが、各教員が生徒のフィードバックを真摯に受け止め、自己評価につなげられるシステムとなるよう検討が望まれる。(評価の視点 2-29)

対応： 現在の評価様式は、主要大学と比較しても大きくかけ離れた内容でなく、十分に改善に結びつくものであると認識しており、その結果についても各領域代表と共有した上で面談や評価が行われることにより、主観的、客観的双方の面からフィードバックが得られる授業改善につながっている。(27 頁「学生による授業評価の実施」参照)

【基準 4 学生の受け入れ】

入学定員及び収容定員を充足しない状況が続いているため、改善が望まれる。(評価の視点 4-7)

対応： 40 頁「定員の管理」参照

【基準 6 教育研究等環境】

図書館において、和書に関して、特に、日本語教育実践領域の学習に必要な図書について、最新の資料を整備することが望まれる。(評価の視点 6-7)

対応： 52 頁「図書・資料等の整備状況」参照

【基準 7 管理運営】

事務職員の離職率が高く、勤続年数が短い傾向にあるため、定着率を上げる方策を検討することが望まれる。(評価の視点 7-7)

対応： 職員の定着率を上げる方策として、継続して時間外労働の適正管理や、リフレッシュ休暇等の取得促進、産休・育休・時短勤務制度の実施等に取り組んだほか、新たに管理職向けハラスメント防止研修等の職階研修を導入するなど就労環境の改善を図った。また、秋田県への Uターン希望者向け就職説明会に引き続き参加し採用につなげた結果、2017 年度から 2021 年 4 月にかけてのプロパー職員採用者 20 人のうち、離職した者は 2021 年 5 月時点で 2 名に留まった。採用・雇用状況の傾向として、嘱託職員から専任職員への登用や、秋田県出身者または秋田県に生活の拠点を持つ者を採用することによる離職率低下がみられるため、引き続き就労環境の改善に取り組むとともに職階研修の充実と秋田県内出身／居住者の雇用に取り組んでいく。

【基準 8 点検・評価、情報公開】

公表が義務付けられている事項については、大学ホームページで公表されているものの、英語での記載は見当たらないため、貴専攻の固有の目的に照らして、組織運営の状況や

自己点検・評価の結果等について英語で公表するよう改善が望まれる。(評価の視点 8-9)

対応： 68 頁「情報公開の特色」参照

○ 独自の外部評価等の実施

本学では、学内の自己評価委員会及び大学院自己評価委員会における自己点検・評価に加えて、学則第2条の2の規定に基づき、独自の外部評価を行うこととし、外部評価委員会を設置している。同委員会では効率的・効果的な評価を目指して、その評価対象を全学的な取り組みであるスーパーグローバル大学創成支援事業に絞って、数年毎に実施しており、具体的には、文部科学省による中間評価及び最終評価が実施される前年度に、実績報告書に基づく書面審査及びキャンパスでの教職員・学生へのインタビュー等を含む実地調査を実施して、客観的な評価やコメント、助言を受けることで、事業のさらなる推進につなげている。【添付資料 1-2、8-6、8-7】

また、国際的な見地からの内部質保証の効果を証明するため、2018 年度には、大学基準協会及び台湾評鑑協会が共同プロジェクトとして試行した国際共同認証評価（i J A S : International Joint Accreditation）を国内の大学で唯一受審し、翌年、認証を受けた。グローバル・コミュニケーション研究科については、研究あるいは産学共同研究プロジェクトの成果を効果的に活用することで、地域の教育委員会や国内外の教育機関、実務家等との連携を緊密にし、新しい学習機会を学生に提供している点が評価された。【添付資料 8-8】

加えて、本学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議し、学長に対し提言又は助言を行う諮問組織として、トップ諮問会議を設置している。当該会議は、県内外の有識者 7 名（2021 年 5 月 1 日現在、委員 6 名中 1 名が外国人）で構成しており、原則として年 1 回開催し、大所高所から本学の運営等について提言等をいただいている。【添付資料 1-2（第 22 条）、1-6（65 頁）、8-9】（評価の視点 8-5）

<根拠資料>

- ・ 添付資料 1-1：公立大学法人国際教養大学定款
- ・ 添付資料 1-2：国際教養大学学則
- ・ 添付資料 1-3：国際教養大学大学院学則
- ・ 添付資料 1-6：国際教養大学パンフレット 2021-2022
- ・ 添付資料 3-2：国際教養大学大学院運営委員会規程
- ・ 添付資料 4-1：公立大学法人国際教養大学中期目標（第 3 期（2016～2021 年度））
- ・ 添付資料 4-2：公立大学法人国際教養大学中期計画（第 3 期（2016～2021 年度））
- ・ 添付資料 8-1：令和 3 年度 公立大学法人国際教養大学の業務運営に関する計画
- ・ 添付資料 8-2：公立大学法人国際教養大学の業務の実績に関する評価結果（平成 29 年度～令和 2 年度）
- ・ 添付資料 8-3：自己点検・評価報告書（2017 年度～2020 年度）
- ・ 添付資料 8-4：国際教養大学自己評価委員会規程
- ・ 添付資料 8-5：国際教養大学大学院自己評価委員会規程
- ・ 添付資料 8-6：国際教養大学外部評価委員会規程
- ・ 添付資料 8-7:REPORT OF THE AKITA INTERNATIONAL UNIVERSITY EXTERNAL EVALUATION COMMITTEE

(AY2019)

- ・ 添付資料 8-8 : International Joint Accreditation by JUAA and TWAEA_The Accreditation Report for Akita International University
- ・ 添付資料 8-9 : 国際教養大学トップ諮問会議規程

項目 22 : 情報公開 (評価の視点 8-6~8-9)

<現状の説明>

○ 自己点検・評価結果の公表状況

本学では、毎年の自己点検・評価の結果のほか、2015 年度及び 2021 年度に実施した機関別認証評価、2017 年度に実施した専門職大学院認証評価、2018 年度に実施した国際共同認証評価 (i J A S : International Joint Accreditation) に係る自己点検・評価報告書を本学ウェブサイトにおいて公表している。【添付資料 8-10】 (評価の視点 8-6)

○ 認証評価結果等の公表状況

本学では、2015 年度及び 2021 年度に実施した機関別認証評価、2017 年度に実施した専門職大学院認証評価、2018 年度に実施した国際共同認証評価 (i J A S : International Joint Accreditation) の結果を本学ウェブサイトにおいて公表している。

また、本学が独自に実施している外部評価及び秋田県地方独立行政法人評価委員会による中期及び年度の業務実績に係る評価結果についても本学ウェブサイトにおいて公表している。(評価の視点 8-7)

○ 大学院の組織運営、諸活動等についての情報公開の状況

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定により公表することとされている教育研究活動等の状況については、本学ウェブサイトで一括して公表しているほか、必要に応じて学生便覧や大学院案内等において公表している。さらに、地方独立行政法人法の規定により公表又は公告が義務付けられている業務方法書、中期計画、年度計画、会計財務諸表等についても本学ウェブサイトで公表している。【添付資料 8-10】

なお、情報公開請求への対応については、秋田県の機関と同様に、県の情報公開条例に基づき対応している。【添付資料 8-11、8-12】 (評価の視点 8-8)

○ 情報公開の特色

毎年の自己点検・評価の結果のほか、機関別認証評価、専門職大学院認証評価、2018 年度に実施した国際共同認証評価 (i J A S : International Joint Accreditation) など重層的に実施している評価において明らかにしている本学の運営につき、広く社会等に発信している。特に、2017 年度に受審した認証評価における指摘事項も踏まえ、毎年実施している自己点検・評価の結果は、ウェブサイトにおいて日英両言語により発信している。(評価の視点 8-9)

<根拠資料>

- ・ 添付資料 8-10 : 国際教養大学ウェブサイト (大学概要>情報公開)

- ・ 添付資料 8-11：秋田県情報公開条例
- ・ 添付資料 8-12：国際教養大学情報公開規程

【8 点検・評価、情報公開（項目 21～22）の点検・評価（長所と問題点）】

○ 長所といえる事項

自己点検・評価について、専門職大学院認証評価などに係る専門性の高い自己点検・評価を組織的かつ継続的に実施するため、2016 年度に、常設の自己点検・評価組織として、大学院自己評価委員会を設置した。

同委員会には、学長、副学長、研究科長のほか、各領域から領域代表が参画しているところであるが、本学専門職大学院が小規模であることもあり、領域代表が各領域における教育研究活動はもとより、個々の学生の修学、就職等の状況に至るまでを相当程度に把握しているため、今回の専門職大学院認証評価においては、各領域代表が中心となり、事務局評価担当部署との連携の下に自己点検・評価作業を進めた結果、効率的かつきめ細かい検証が実施できた。また、同様の理由により、毎年実施する自己点検・評価においても、検証を深めることができると考えている。

一方、トップ諮問会議や外部評価委員会を設け、定期的に学外者の意見を聴取する仕組みも構築している。

また、自己点検・評価その他各種評価の結果、大学院の組織運営の状況等については、大学ウェブサイト等による積極的な情報公開に努めている。

○ 改善すべき事項

毎年実施している自己点検・評価のほか、独自の外部評価、秋田県地方独立行政法人評価委員会による事業実績の評価、認証評価機関による評価等により、大学院の運営等について重層的に評価を実施してきたところであるが、評価に係る事務作業量が大きな負担となっているため、これらの評価業務の効率化等を検討していく必要がある。

【8 点検・評価、情報公開（項目 21～22）の将来への取り組み・まとめ】

中期計画及び年度計画に基づき事業を推進するとともに、当該事業について、毎年、自己点検・評価を実施しているほか、定期的に、認証評価機関による評価、秋田県地方独立行政法人評価委員会による事業評価、独自の外部評価等により客観的な評価を受けることで、重層的に評価を実施している。

これらの評価結果に基づき、大学経営会議、大学院運営委員会、本研究科、事務局等が連携を図りながら、課題の改善に取り組み、継続的に大学院業務の質の向上に努めている。

また、2016 年度には、大学院自己評価委員会を設置し、専門職大学院などに係る専門的な評価についても組織的に対応する体制を構築している。

今後とも、これらの自己点検・評価等の取り組みを維持するとともに、認証評価等の制度を活用することで、組織的かつ継続的な検証を実施していくほか、各評価結果を有効に活用し、大学院運営の改善・向上に努めていく。

また、大学ウェブサイト等を活用して、これらの評価結果を含む大学院運営に係る様々な情報

を積極的に公開していく。

なお、評価業務の効率化については、本学独自の外部評価の対象をスーパーグローバル大学創成支援事業に特化したほか、そのほかの評価事務についても、評価の質を維持しながら、より効率的に業務を行う方法等を検討していく。

終 章

(1) 自己点検・評価を振り返って

今回の自己点検・評価は、学長、副学長、グローバル・コミュニケーション実践研究科長等により構成する大学院自己評価委員会における審議・検討を中心に、本研究科の各領域代表と事務局各課室の職員の密接な連携と協働の下に作業が進められた。

この自己点検・評価の作業を通じて、FD等の機会を活用して行われてきた研究科内における議論が教育内容・方法の質の向上と改善に結びついてきたことを確認できたほか、本学の発展のためには、「グローバル社会においてコミュニケーションの分野で活躍できる高度専門職業人」を養成するという本研究科の役割が極めて重要であることを再認識することが出来た。こうした認識のもと、教育内容の更なる充実について、学内で協議を積み重ねることが出来たと考えている。

一方で、教員の女性の比率が低い点や、出願者増の傾向がみられるものの収容定員の充足に至っていない点、及び地域的な障壁等と英語力を要求されることにより事務局における計画的な人材確保に苦慮している点といった解決すべき課題も、自己点検・評価を行うことにより関係する学内構成員と共有することができた。

今回の自己点検・評価の結果を、大学経営会議、大学院研究科委員会等の管理運営組織はもとより、本研究科の教員、事務局職員の間において共有し、今後の大学院運営の改善・向上に生かしていきたい。

(2) 今後の改善方策、計画等について

今回の自己点検・評価において改善すべきであるとした点については、次のとおり、改善・向上を図っていきたい。

教員の女性比率が低い点については、2022年4月の施行に向け女性活躍推進法に基づき策定している一般事業主行動計画に基づき、長期的な改善に取り組んでいくこととしている。今後も、国際公募を継続し、国内外から優秀な人材を求めていきたい。

また、定員充足に向けて、出願者数が増加傾向にある昨今の流れを捉えて、一層の広報活動等に努め、志願者の増加につなげていく。

加えて、職員の計画的な確保については、秋田県へのUターン希望者へのリクルート活動や嘱託職員の専任への登用等に取り組むとともに、福利厚生の実施、ワークライフバランスに配慮した制度改善等により、「働き方改革」の趣旨を踏まえた、誰もが働きやすい職場の実現を目指すことで、定着率の向上を目指す。

重層的な評価により増えている事務作業量の軽減については、外部評価の対象をスーパーグローバル大学創成支援事業に特化したこともあり、今後も負担軽減策について検討していく事としている。